

正嘉本北野天神縁起絵について

—新出断簡の紹介と弘安本との関係の考察—

一 はじめに

占めるものと考えられたが、その後所在が明らかでなかつたために進展がみられなかつた。

ところが、戦後になつて、『輪翁画譚』に採録されている

建治三年丁丑二月廿五日自京都御下

延文五年子庚十月廿日緋色訖

勸進沙門祐賢

屋代弘賢は、画論『輪翁画譚⁽¹⁾』の中で、「天神の縁起」と題して、文化十一年（一八一四）十一月四日に某所で見た三巻本の天神縁起絵について、

（前略）詞を読みてしかば大尾に曰く、于時聖暦戊午正嘉第二の年冬、十月比微功を竣ふといふこと爾なりとあり（中略）奥書に建治三年自京都下と題し、その奥に延文五年彩色訖るといふことも見え（下略）

と記している。

この弘賢が採録した詞書の結句が、北野天満宮蔵の弘安本北野天神縁起の結句

于時聖暦戊午弘安元年夏六月のころ微功をおふと云事爾也

と相似し、かつ弘安元年の干支は戊寅であつて、戊午ではないことに注目した上野直昭氏は、弘安本が、屋代弘賢の見た本を写すか、又はそれによつたものであるという可能性を指摘している。⁽²⁾

この弘賢所見の天神縁起絵は、上野氏の指摘のごとく弘安本と密接な関係を有し、かつ弘安本の成立を考えるうえで、重要な位置を

の奥書をもつ天神縁起絵の残巻が世に出、同じ頃「于時聖暦戊午正嘉第二のとし冬、十月のころ微功ををふといふ事しか也」という結句をもつ三十三段から成る天神縁起絵の絵詞の写本が、大阪上宮天満宮に所蔵されていたことが報告された。⁽³⁾ 梅津次郎氏は、再び姿を現わしたこの天神縁起絵について「正嘉本」の名で論考を発表された。⁽⁴⁾

梅津氏は、その中で、新出の一巻（上田家旧蔵）は、弘賢所録の天神縁起絵三巻の一部であり、『古画備考』や『住吉家鑑定控』に記載される天神縁起絵の残巻であることを明らかにされ、絵詞のみの写本ながら「正嘉第二のとし云々」の結句を有す天神縁起の唯一の完全本である上宮天満宮本の書写形式から、弘賢所録本が、三巻三十三段から成つていたことを推定し、その復原案を示された。梅津氏はさらに、正嘉の結句を有す天神縁起絵の性格について言及し、上宮天満宮本絵詞と、弘安本の絵詞との対校、詞章構成の比較を通して、

弘安本は、正嘉本を受けてはいるが、『構造上の相違』をもつ別本と結論づけられた。

その後、この上田家旧蔵本と一連の、弘賢所録の天神縁起絵の一部と見られる断簡が世に出るに及び、梅津氏は再びこれらの断簡を

紹介、絵の図版の掲出とあわせて弘賢所録の天神縁起絵の見存表を作成された。⁽⁶⁾ この梅津氏の努力によつて、永らく幻の存在であつた正嘉云々の結句を有す天神縁起絵は、かなり具体的な姿で我々に知られるようになつた。

これら一連の弘賢所録の天神縁起絵の断簡の大部分は、大阪府和泉市の久保惣記念美術館に所蔵されているが、梅津氏の見存表によると他に一段の詞と絵が現存し、また表にない第十一段の絵が、米国サンフランシスコ・アジア美術館に所蔵されていることが判明している。⁽⁷⁾

以上が、これまでに知られていた正嘉云々の結句を有す天神縁起絵及び弘賢所録の写本の概要である。

梅津氏の説いた「弘安本とは、構造上の相違」を有す別本」といふ、この天神縁起絵に与えられた性格は、その後正嘉本や弘安本について触れた論文に受けつがれている。⁽⁸⁾ 近時、この弘賢所録の天神縁起の未紹介の断簡二点を見る機会を得た筆者は、従来知られていた弘賢所録天神縁起絵について再検討を試みたが、その過程で、この天神縁起絵の性格づけに若干の疑惑を生じたので、新出断簡の紹介を兼ねて、正嘉本の性格について再考することにした。

以下の論述にあたつては、正嘉第二のとし云々の結句を有す天神縁起絵を一般に正嘉本の名で呼び、弘賢所録の、いま断簡となつて諸家に分蔵されるものを建治本、上宮天満宮所蔵の絵詞を上宮本と

呼ぶことにする。

一一 正嘉本の概要

正嘉本の性格を考えるにあたつて、まず現存する建治本の概要を、新出断簡を含めてみておくことにする（付表参照）。

久保惣本 二巻

上田家旧蔵の一巻（甲巻と呼ぶ）と、その後に新出した断簡を便宜的にまとめた一巻（乙巻と呼ぶ）及び未表装の断簡とから成る。

甲巻 三二・二×八六一・一

三十三段のうち、第十九段から第二十三段の詞と絵を完存し、奥に「建治三年云々」の識語を有す。

乙巻 三二・〇×九五三・六

断簡を、本来の順序に従つて便宜的に一巻にまとめたもので、その順序は、第十段詞、絵、第十一段詞、第十三段詞、第十四段詞、絵、第十五段詞、第十八段詞、第三十三段絵、詞となつてゐる。

断簡

未表装の詞書のみの断簡で、第三、八、九、十六、二十五、二十七の六段分を有す

アジア美術館本 一幅 三一・八×五九・一

第十一段絵のみの断簡。

新出断簡（一） 一幅 三一・六×七六・五

第四段絵のみの断簡。

新出断簡（二） 一巻 三一・〇×四八〇・九

第三十一段及び第三十二段の詞、絵。

その他

現在の所在及び形状は不明ながら、梅津氏の見存表に、二十四段の詞、絵がある。⁽⁹⁾

これら現存する建治本断簡の詞書は、小稿末尾に掲出し、次に現存する各段の絵について見ることにする。

第四段（良香邸弓遊）

都良香の邸で弓競べを挑まれた道真が、全て命中させるみごとの弓技を示して、居並ぶ公家を驚嘆させるところで、良香をはじめとする公家たちの見守る中で、片肌脱ぎで的に向つて弓を引き絞る道真の姿を描き、的の脇に的申の公家と矢拾いの童子を描きそえる。

第十段（配流途中）

大宰権帥に左遷された道真が、西下の旅につくところで、道真の乗る牛車を中心に、後方には警固の武者の一団、前方には行手を妨げる旅人を排除しようとする役人の姿などを描く。

第十一段（恩賜御衣）

流謫の地大宰府で重陽の節句を迎えた道真が、前年の節句に天皇から下賜された御衣をとりだし、僅か一年の間の身の変容を嘆くところで、室内で道真が三人の公家とともに、涙にくれる姿を描く。

第十四段（埋葬）

道真の遺骸を運ぶ牛車が路上で止まつて動かなくなつたので、ここを墓所と定めて埋葬するところで、蹲る牛と車を中心に、前方には燈明をかざして墓を掘る人々、後方には隨従の武者たちを描く。

第十九段（公忠奏上）

頓死した源公忠が蘇生の後、閻魔王宮の門前で、醍醐天皇を恨んでいる道真に会つたことを奏上するところで、二人の子息（信明と信孝）に支えられて、清涼殿の階に坐して奏上する公忠の姿を描く。

第二十段（清涼殿落雷）

清涼殿の落雷で公家が死傷し、これが天神の眷属のしわざと恐れられるところで、清涼殿の上に黒雲とともに現れた雷神、殿内には伏し倒れ、悶絶する公家の姿を描く。

付表 正嘉本（建治本）北野天神縁起絵 見存表

段	主題	詞	絵
序・幼稚化現 年少詠詩 大戒論序 良香邸弓遊 吉祥院五十賀			
任大納言大將 任右大臣 朱雀院御幸 紅梅殿別離 配流途中 恩賜御衣 送詩長谷雄 天拝山・薨去 埋葬 柘榴天神 清涼殿落雷	久断		
久乙	久乙	久乙	新(一)
久乙	S.F.	久乙	
33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17			
銅匠継娘參籠 西念往生 柘榴天神 清涼殿落雷	久甲	久甲	久乙
新(一)	新(一)	久断	○
久乙	新(一)	○	久甲

凡例

久甲、久乙、久断は久保惣記念美術館蔵の二巻（甲・乙）
S.F.はサンフランシスコ・アジア美術館蔵
新(一)は、新出断簡の掛幅本
新(二)は、新出断簡の巻子本

第二十四段は、梅津氏の見存表による

第二十一段（延喜帝落飾）

醍醐天皇が病氣となり、朱雀天皇に譲位の後出家されたが、まもなく崩御されるところで、宮中の一室で、導師の見守るなか、天皇が髪をおろされる姿を描く。

第二十二段（日藏六道廻）

金峯山の日藏上人が、塩穀断ちの修行のうちに絶え入り、都率内院、閻魔王宮、地獄などを廻り、都率内院では天満大自在天神に会い、地獄のうちの鉄窟苦所では、醍醐天皇が罪のない道真を配流するなど、生前に犯した五つの罪のために苦患にあえぐのに会い、可抜苦の願いを皇子に伝えるように依頼されるところで、笙の岩屋から黒雲に乗つて羅刹とともに旅立つ日藏の姿、冥官と天神の化身の金剛力士を従えて鉄窟苦所に至り、炎に包まれて三人の廷臣とともに苦患にあえぐ醍醐天皇から苦しみを訴えられる日藏の姿の二景を描く。

第二十三段（日藏奏上）

日藏が地獄での見聞を奏上するところで清涼殿の廊上で、日藏が公家と語る姿を描く。

第二十四段（綾子託宣）

西七条に住む多治比の綾子に、右近の馬場に立ち寄るよすがを建立して欲しいという天神の託宣が下るところで、財力なく馬場に建立できなかつた綾子が、柴庵のほとりに小祠を建てて幣を奉る姿を描く。

第三十一段（西念往生）

仁和寺の西念が、北野社に参籠した九十三日目に臨終日時の示現があり、やがてその示現どおりに往生するところで、松、梅の生う

る丘をはさんで、西念が天神の示現を師僧に語る姿と、室内で端坐合掌し、一条の光明を受けて往生する姿の二景を描く。

第三十二段（銅匠継娘參籠）

銅細工の娘二人が、繼母の苛めに耐えかねて天神に參籠したとき、播磨守有忠に会い、姉はその妻に迎えられ、妹は宮仕えして、ともに幸せになるところで、従者を門前に待たせた有忠が、娘二人と懇ろに語る姿を描く。

第三十三段（銅匠継娘榮耀）

大国の受領の北方となつた娘の子孫が繁昌し家門が榮耀を誇り、父母の孝養を遂げ、自らも極楽往生するところで、豊かになつた娘が夫と語りあう姿を描く。

これら現存する十三段の絵を通覧するとき、それぞれの画面が、建物と主人物を中心とした簡略な構成をとり、無造作な上辺の通し霞を用いる点などに共通した特色を見ることができ、そして識語に言う延文五年（一三六〇）の彩色は比較的単調なもので、主人物を中心にはじめ、諸物を中へ共通し、これら、諸處に分離される断簡が、本来一具の絵巻から分れたものであることを再確認させてくれる。そして、またそれらの料紙が、全紙のものは三二・〇×五一・七センチ程度で一致していることも、この点を裏付けている。

三 弘安本との関係

次に、正嘉本の性格について考察を進めるが、それに先立ち、梅津氏が論述された“構造上の相違”的問題についてふりかえつてお

きたい。

梅津氏は、上宮本と弘安本の詞書の対校によつて、両本は大部分が逐語的に一致し、関係の密接さを証明するが、上宮本にはある第

十一段の「白居易の遺愛寺鐘鼓枕聞……白氏の文集には眼も可及云々」という、道真の詩文が白居易にも勝ることを述べた部分、第二十四段の「延喜十四年五月二日……心ある人は申はんめれ」という、延喜以来しばしば起つた火災、承平・天慶の乱などが、天神のなせるわざであることを述べた部分の二箇所が弘安本において省略されていること、そして上宮本の第三十三段の詞書の中に含まれている結文が、第二十八、三十、三十二の三段に分在することを指摘し、前者については、弘安本が簡略化したものと見做し、後者については、弘安本の起草に際して正嘉本の結文より辞句を抜いて各段に分配再整理したことによつて生じたものと解している。そして、この後者の問題について、天神縁起の建久本と承久本との間で、承久本末尾の結文をそのまま残して、その後に利生記を続けたために、全体の構成を不透明にしたが、正嘉本は一見識をもつてこれを整理、弘安本は再び復原を試みたことに起因すると論述している。梅津氏が、正嘉本と弘安本との関係について、「構造上の相違」と呼んだ内容は、概ね以上の点である。

ところが、こうした「構造上の相違」は、弘安本を正嘉本のうち上宮本と対校する限りにおいては確かな事実として存在するが、正嘉本として建治本を探ると、様相が変つてくる。まず、弘安本になく上宮本にあつた第十一段の詞の一節は、建治本(久保惣本乙巻)にも確かにあり、この第一の問題は梅津氏の言うように簡略化が行われていると見られる。

しかし、第二の問題——結文の処理について第三十三段の詞章を、弘安本(北野本)と建治本(久保惣本乙巻)との間で対校すると、

天神の利生方便によりてこの女大国受領の北方となりて子孫繁昌し家門榮耀にほこりて父母の孝(おもひ)のことくにとけ堂塔をつくり佛事法事をいとなみて後(のち)には發心出家して往生極樂の本意をとけてけり凡官をいのる人一日九遷の榮路をすゝみ命をねかふやから梅生松子か遐算(とぞ)をたもち富は陶朱鄭白か渡せる地にほこり望は華池(ナシ)の寶閣(チ)のきよきさかひにみつ乃至文章は日新の性をさつけ奉公は月棒(ツバ)の賞にあつかる事神冥佛陀世におほしと云とも本地の利生垂迹の神恩に浴するたくひ聖廟の効驗いちしるく天神の御めくみあらたなるにしくはなしとそ委(しき)之子細本傳家々の〇記等にあまねし今信を瑞籬にいたしこゝろさしを冥助にかくるあまり聊に九牛の一毛をぬき(ひ)て後素にあらはして中丹をのへり願(ねがはり)は二世のねかひをみて九品の(の)そみをとけん事(こと)ひとたひこれをひらかん(ひらかん)たくひおなしく神眷にもれしとなり于時聖曆戊午(弘安元年夏六月)正嘉第二の年冬十月比微功を(ご)ふと云ふ事爾也

となり、漢字と仮名の違いを除けば、相違は殆どないと言つてよく、上宮本では、第三十三段に収められていた弘安本の第二十八、三十、三十二の三段の結文は、弘安本と同様、建治本の第三十三段には含まれていないのである。そして、上宮本の第三十三段の詞章のうち「おおよそあゆみをはこひ……ことくくにのへかたし」の一節は、建治本では、弘安本と同じく第三十二段の末尾にある。⁽¹⁰⁾このことから、「北野宮の繁昌は……いふ事なし」の一節、「齡かも……あはれ

なる事なり」の一節は、未発見のために確認はできないが、建治本において、弘安本と同様にそれぞれ第二十八段の冒頭、第三十段の末尾にあると推考される。

以上のように、梅津氏が“構造上の相違”と呼んだ結文の処理の相違は、建治本と弘安本との間ではなく、建治本と弘安本とはより密接な関係を有することが明らかとなつた。こうした“構造上の相違をもつ別本”とする誤解の原因は勿論梅津氏の責に帰せられるべきでなく、論文発表当時に知られていた唯一の正嘉本である上宮本と、正嘉本の古写本である建治本との間での大きな相違、すなわち、上宮本が善本でなかつたことに起因しているのである。

正嘉本の内部で、建治本と上宮本との間にこうした相違が生じた理由を今にわかつに明らかにすることはできない。それは上宮本の成立にかかわる問題であろう。ただ、同系の天神縁起である松崎天神縁起は、その起草にあたつて、不自然な存在となつていた「北野宮の繁昌は……のぞみ一もかなはずといふ事なし」(第二十八段)、「おほよそあゆみをはこひ……のふるにいとまあらす」(第三十二段)、「凡宮を祈る人……おふと云事爾也」(第三十三段)の章句を削除して成立しているが、上宮本が写されるとき、松崎本系の本を参照しつつ、削除された章句を最後の部分に復活させたと考えることは許されるかもしれない。

こうした事實をふまえて、建治本の現存する十四段の詞書を弘安本と対校すると(詞書校刊参照)、第三十三段の対校で明らかになつたのと同様、漢字と仮名の相違のほか、僅かな字句の相違しかなく、建治本を北野本の祖本と見ることも可能であらうと思われる。

四 正嘉本の性格

建治本と北野本とは、詞章の上から極めて密接な関係を有するところが、不幸なことに、建治本も弘安本も断簡となり、絵を欠いてみていくことにする。

ところが、不幸なことに、建治本も弘安本も断簡となり、絵を欠いている段が少なくない。全三十三段のうち、絵を残しているのは、建治本で十三段、弘安本では、部分的に残るものも含めても十八段しかなく、両本に共通して絵のある段は、第四、十、十四、二十三、二十四、三十二の僅か六段しかない。しかし、弘安本の残存する絵を、これらと系統を同じくし、その増補改訂版とも言うべき松崎天神縁起の該当段と比較すると、第五段(吉祥院五十賀)の群衆の布置の一部、第八段(朱雀院御幸)の門の有無、第十五段(柘榴天神)の尊意の住房の右方の山の鹿の姿態の相違と、山の有無という三段の相違のほか、人物の数、布置、そして姿態まで一致し、松崎天神縁起は弘安本の図様を踏襲しているとみてよく、建治本と弘安本の図様の比較において、松崎天神縁起を参照することは許されるであろう。

そこで、建治本の図様を弘安本ないし松崎天神縁起と比較すると、

第四段

建治本では、下辺の公家の坐具をいすれも上置とし、右辺の畳を横方向に置くが、弘安本では、下辺の坐具のうち左方は毛氈であり、また右辺の畳は縦方向に置かれる。さらに、建治本では宙吊りの的が、弘安本では筵で支えられ、建治本には弘安本にない矢拾いの童子が描かれる。

第十段

建治本には、北野本、松崎本にある船での西下の図がなく、牛車での旅立ちの場面のみである。また、弘安本は、この陸路の部分に欠失が多い。

建治本には、松崎本にある牛の右脇の人物と、暴れ馬の脇で転ぶ人物が描かれず、後方の警固の一団の人物の著装にも相違がある。

第十一段

構図、人物の布置は一致するが、庭の描写に差があり、また、弘安本で御衣を納めている箱を、建治本では硯箱として描いている。

第十四段

建治本に描かれる牛車の後方の三人の僧が弘安本ではなく、建治本では蹲る牛の鼻先に穴を掘っているが、弘安本では牛の腹の脇で掘つており、また、松明の形やそれをかざす人物の姿態も異なる。

第十九段

殆ど一致する。

第二十段

雷神の姿勢は一致するが、転倒する公家の姿勢は全く相違する。

第二十一段

松崎天神縁起にある左手前の公家が、建治本には描かれない。

第二十二段

松崎天神縁起に描かれる三景（笠岩屋修行・六道廻・延喜帝対面）のうち、建治本は第一景を欠く。第二景で、建治本では日蔵は羅刹の掌上に端坐するが、松崎天神縁起ではそれぞれ別の雲上に端坐する。

第二十三段

概ね一致するが、建治本に描かれる蔀戸が弘安本ではなく、弘安本に描かれる吳竹が建治本にはない。

第二十四段

弘安本の二景（託宣・奉幣）のうち、建治本は前景を欠くが、後景は一致する。

第三十一段

基本的な構成は一致するが、建治本の建物は粗雑に描かれ、二景（參籠・往生）を隔てる自然景は、建治本では松と梅の生うる丘であるが、松崎天神縁起では小川の流れる山容を描くなど、環境描写の精粗が著しい。

第三十二段

建治本は、松崎天神縁起の二景（継娘苛め・參籠）のうち、後景のみを描く。松崎天神縁起にある牛車が、建治本には描かれず、繫がれた牛のみを描く。

第三十三段

松崎天神縁起では、播磨守の富裕のさまを、庭先から夫妻の居室、さらに奥へと展開するが、建治本では夫妻の居室のみを描き、この部分では一致する。

という諸点が指摘できる。

これらを総合してみると、一部に人物の数の増減や姿態の変化が見られるものの、図様構成の基本、人物の布置、姿態は概ね一致すると言い得る。そして、建治本と弘安本との相違は、樹草、山景などの環境描写、建物の描写などに精粗の差が大きいこと、さらに建治本が上辺に通し霞を多用することなどに認められる。

五 結び

これまで、建治本と北野本の関係について詞章と図様の面からみてきたが、そこから得られる結論は、北野本は、建治本と詞章、図様の両面において密接な関係を有するということである。

ところで、この建治本はいつ作られたものであろうか。梅津氏は前掲の論文の中で、詞書における誤写を指摘し、「この新出絵巻（久保惣本甲巻）の詞・絵に関する右の諸徵証はこれをいかように解するにしても、この本を以て正嘉本正本としての原本の位置を占めるものと見做すことはできない」と述べている。この僅か五段の詞章の検討で明らかにされた建治本の字句の欠陥は、現存の他の段においても同様に指摘できることで、特に第三十二段においては、明らかに一行分の脱落があり、確かに建治本を正嘉本の原本と見ることはできない。けれども、建治三年（一一七七）にこの絵巻が京都からある所へ下されたこと、そして八十三年後の延文五年（一一六〇）に新たに彩色が施されたことを記している識語が絵巻の現状と一致することは、この記述に根拠のあったことを示唆し、粗荒な彩色と慎重さを欠いた描き起しが当初の線の特色を消しているが、例えば第四段の霞の下の樹幹や、矢拾いの童子の古様な形態などから建治本の制作は、正嘉二年から建治三年の間に置いてよいと思われる。とすれば識語の「自京都御下」のうち「御」の一字が、京都という名で象徴される北野社に対するものと考えられること、建治三年は弘安本が完成するまでに僅か一年余しかないことから、建治本に、北野社での弘安本制作の稿本的な性格が考えられないだろうか。建治本

が白描絵巻として完成された画風ではないのに彩色をもたなかつたこと、図様の点でも未整理の部分が散見することなども、こうした想像を喚起する。

いずれにしろ、これまで弘安本と構造上の相違をもつ別本と言わってきた正嘉本は、実は弘安本と質的に一致するものということになるのである。

建治本の断簡のうち、存在の明らかなものはなお全体の半分にも満たず、その研究にはもどかしさが残るが、現在知られる断簡が、原状の三巻の全体にわたっていることを考えれば、断簡新出の可能性は高いと思われる。こうした状況を期待しつつ、正嘉本成立の事情、さらに正嘉本から弘安本が派生する経過を新たな問題として、正嘉本と弘安本の関係についての考察の筆をひとまず置く。

末筆ながら、調査、写真の入手に便宜を与えてくださった所蔵者各位に謝意を表します。

〔註〕

- 1 坂崎坦編『日本絵画論大系』（名著普及会刊 一九八〇）所収
- 2 上野直昭「作期の与へられた古絵巻物に就いて」（『松本博士還暦記念論文集』のち同氏著『絵巻物研究』一九二九 岩波書店刊に再収）
- 3 三村幸一・熊野紀一「京阪神カメラ紀行・三島野」（『日本美術工芸』二一一 一九五六）
- 4 梅津次郎「正嘉本天神縁起絵巻に就いて」（『国華』七七九 一九五七）のち同氏著『絵巻物叢誌』に再収）
- 5 『古画備考』四八

「天神縁起」

○于時聖曆戊午正嘉第一乃年、冬十月比、微功を、ふと云ふ事爾也、建治三年丁丑二月二十五日、自京都御下ノ中巻、延文五年庚子十月二十日、綵色訖、勧進沙門祐賢、應永十三年正月二十五日、当寺天神縁起為^ニ上意可^ニ召上^ニ之由、以上野殿^ニ被^ニ仰出^ニ間、同廿六日、以^ニ飛脚^ニ

申下住持、二月十三日京着、十五日於鹿苑院有御披見、則於貴院、可有安置之由、被仰處、同十六日夜、有上様御夢想奇異之事、早可返本寺旨、被仰出間下之、雖暫事不可寺外有稽首之輩、於寺中披焉、堅守此法、

応永十三年丙戌二月十八日

光貞（花押）

上野殿御判（花押）

詞、後京極良経公、繪、土佐刑部光持、外題、梶井盛胤親王、極、探幽外題、了任極外題

『住吉家古画留帳』

「一天神縁起三巻」

見事なる所も有亦一向に素人なる

所も有もの也

極探幽下題寛文九年己酉五月十一日ト
三枚有り

土佐光持と有

詞書後京極良経公と了任札有

奥書二ハ

建治三年丁二月廿五日自京都御下
延文五年子十月廿日緋色訖

勸進沙門祐賢

梅津次郎「繪卷物残欠愛惜の譜」¹⁶ 天神縁起繪卷正嘉本
弘安本（『日本美術工芸』三三四一九六九のち同氏著「繪卷物残欠の譜」に再収）

『在外日本の至宝2 繪卷物』（毎日新聞社 一九八〇）

解説（真保亨氏）は、本断簡を第十二段（送詩長谷雄）とするが、弘安本や松崎天神縁起の図様から、第十一段（恩賜御衣）と見られる。近藤喜博「弘安本天神縁起成立の前後」（『国華』七九九・七九八）真保亨「弘安本北野天神縁起」（『美術史』七一）

同「松崎天神縁起」（『MUSEUM』二一四）

中野玄三「北野天神縁起の展開」（『日本繪卷大成』二一）

松原茂「松崎天神縁起小考」（『続日本繪卷大成』一六）など。

この、第二十四段の詞、繪の図版は『日本美術工芸』三三四（註6参考）に掲出されている。

北野本では「おおよそあゆみをはこひ」の一行のみで以下を欠いているが、根津美術館及び御物の弘安本北野天神縁起にはあり、北野本を欠失と見ることに問題はない。梅津氏は註4論文の中で、『古画備考』の採録した応永十三年の文書（注5参照）の内容から、大宰府の安樂寺を想定している。

11 10

北野天神縁起詞書（正嘉本）

断簡となつて諸家に分蔵される建治本のうち、調査、写真入
手の可能な段について翻刻し、弘安本と対校した。

第三段

貞觀四年四月十七日文章生に補し
給^{チシ}弘仁十年三月十五日叡山根本の
高祖伝教大師入唐歸朝の後圓頓菩薩大戒の壇場を建立せむとしたま
いし時南都の護命僧都長惠律師勤藻修圓等の大徳たち表をつくて
うへ申されしによりて本意を不^遂
遂給中二年を経ておなしき十三年
六月十一日叡山の上に戒壇を可建立
之由被宣下このとき諸宗の名徳論難ほこさきを諍と云へとも慈覺
大師顯揚大戒論をつくり給によりて安惠和尚先師の一言を感じて八局となしてさへけもて菅相公の亭にいたりて其序を書給覽と望申され
けるに相公案し給にこの文は一朝の法財衆生の依古也自書○出事は不可然子也ともこのきみこそとて勸申○貞觀八年冬十一月の事なれば御年いたまふに夏禹も猶とこほりあり詞をかさらされとも楊雄さらに類にあらす其詞云

我本朝馳神眞際求法道邦先請業

者偏執律儀後研精者更得圓戒如

前途覆車而未歸晚進指南而必達

殊恨保執者自謂除小律儀更無大乘

戒遂毀梵網宗以爲沙弥宗貶三聚教

以爲非僧教悲哉知其一而未知其二○我大師慈覺傳窺三種之膏肓新增

(以下欠)

第八段

昌泰三年正月三日朱雀院へ行幸ありて法皇と御密談ありけり左右大臣ともに天下のまつり事をすること頗るしきりぬへし一人におほせられはいつれにてかかるへきなど云ふ御談議ありけるけるにや左大臣は大織冠の九代昭宣公の一男周公漢霍の故實家○うけ花族の英雄の名聖身にありといへとも渭水の流をくみ商山の風をあふくこと右大臣其人也かの胡廣は累世の農夫なり伯妃致位公相黄憲は牛醫之胤子なり名動京師とて主上法皇の御前にめしいたされたまひて天下のまつり事一人して奏下せらるへきむねおほせくたさるゝに菅丞相奏して申たまはく上に左○臣侍詔勅さきに下れりはかりもあるへしうらみも侍るへし

ゆめくタマしきるへからさるよし再三固辭申
されけりさて只今の勅喚群臣タマシテ
てあやしみをなすへして春生柳眼中
と云ふ詩題シテいたしてめしのむねこの事
なりをのく詩シテ可獻タマシテたはかりタマシテけるに
こそ左大臣の御タマシテ心ハコトもすこしうちとけに
けれしかれとも天知る地知る君タマシテする
臣タマシテもする密議也といへともついに聞タマシテければ
左大臣のいきとタマシテ漸くふかくなりて無
實タマシテをそかタマシテ被タマシテ拂タマシテらける法皇第三の御子
三品齋世親王の妃は右府の御タマシテすめ也
仍御タマシテむこの親王タマシテくらゐにつけたてま
つらるへき御タマシテはかり事あるよしをそかま
へ奏タマシテ申されける光卿定國卿菅根朝臣
もろともにいつはりて勅宣タマシテと爾して種々の
財貨タマシテあたえて冥衆タマシテ祭り王城の八
方に厭術タマシテをうつむといへとも丞相たゝ人に
おはしまさりければさらタマシテに子孫タマシテいた
るまでおふましき術タマシテをほとこしたまひ
き延喜聖主は此時〇御年十六七歟タマシテいとわか
き御タマシテほとなれと其仁秋津洲タマシテの外になかれ其
才筑波山タマシテのかけよりもしけし紫雲タマシテ
上には星位タマシテしつかにして蒼海之中には
浪聲タマシテやはらかなりしかれともなタマシテ聖主も
神タマシテましまされはいかてか賢王の一失な

からんはからさるに同四年正月廿五日たち
まちに太宰權帥タマシテにうつされて左遷の
罪名定ぬ右大臣タマシテかなしみのあまりに一首の
篇詠タマシテをそ法皇にたてまつられる
なかれゆくわれはみくつとなりぬとも
君タマシテしからみとなりてとめよ

法皇タマシテこの御哥を御覽タマシテしてたゝあはてたる
覗心に御涙のみそかきあえさりける主上
我御子なればさりともとおぼしめされけるに
こそ歩行の御幸ありけり上西門を入タマシテせ給
て豊樂院眞言院タマシテうちすきて清涼殿に
ちかつタマシテおはしましけれとも菅根朝臣藏人頭に
て侍けるかタマシテ殿上の庚申の御タマシテあそひに
つらうタマシテれまいらせられたりけるうらみ
ふかくして更に奏達タマシテし申さりけり上
古のならひ父子たりといへとも王位タマシテたやす
からす法皇貢主タマシテおさへられて覗念を達
しまさるあひた赤日山のはにかたふき
紅涙墨染の御袖タマシテをそするほしけるさて
むなしく還御タマシテありけりこのたひの御參
などしたりけり丞相の御タマシテこの親王も御
出家ありて法三の親王と申す美明中将
と聞ゆる和漢の才人はこの親王の御子也

第九段（弘安本ナシ）

其御罪をもくして男女の御子息廿三人
の中男子四人は同四方におもむき給をとな
しきひめきみは富こにとゝめけるを
さなき君達はしくたてまつられけりたゝ
うちまかせたる次々の人のかきあるとかに
しつむすら別離のうらみ恩愛の悲は
無限事なりまして詩哥政道に付てな
さけふかき御心中都をわかるゝ御うらみ
のいたり才をたとひ賢をまなぶ人ゆく
おしたひとゝまるをなげくこゝろ再會其
期をしらさるなこり前途その路にした
かはさるうらみおよそ洛中世上父母に喪
せるかことし愛子をうしなえるにことなら
すそありけるさて丞相の御家は五条坊門
西洞院にめてたき紅梅ありければ後人
紅梅殿とそ名付たるその梅さかりな
るにむすひつけられける御哥世の人不知
はなし

こちふかはにほひをこせよ梅の花
あるしなしとて春なわすれそ
又櫻花なとも有けるにや
櫻はなぬしをわすれぬものならは
ふきこんかせに事つてをせよ
なんともありけり

第十段

かくて鎮西へおもむかせ給間船の中
「波」の上ならはぬ旅の空そらおきつし
ほか風せに日をさまし岩巖うつなみに
御意意をくたきつゝつくづくあるき宮この
きしかたなりゆく御身のゆくさきを思食
つゝくるに只御身にそふ物は貴も賢も
無甲斐御涙のみそたえさりける承和の
御代にむまれさせたまひて仁明文
徳の御宇にはいとけなくおはしましき貞
觀十三年獻策をとけおはします御年
廿六王にやおはしましけんそれより世につ
かへて五代帝王の御ゆきには驥駒の
ひつめに駕して鳳輦の御さきにつか

ふまつり給きに仁和の聖代に讃州の
任におもむきたまひしには甘寧か錦
の纏をときて南海のなみの上にたの
しみなしき今西○海の浪の上に左遷の
いやしき名を傳て三峽五湖のさかし
き浪にさをさし吳坂葱嶺のはけし
き嵐をよきる心地して紅葉落

の一樹の春秋のことなる色綾を抽て
贊を投する一生の哀樂のつねなき
ためし宮こにおほしめしをくなこ
りひとかたならす前世の宿業までお
ほし〇つゝくるにいかてか此罪を懺悔し
て西方極樂世世界順次往詣の望を
とけて有縁無縁もらさす引導せん
とはおほしめせともやすからぬおもひ心
中にみちて出離の御さまだけともな
りぬへくおほされけるさて思食つゝ
くるあまり廿八韻の御作世にきこゆ
る中に

自從勅使馳將去

父子一時五處離

口不能言眼中血

府仰天神與地祇

東行西行雲眇々

二月三月日遲々

重開警固知聞斷

單寢辛酸夢見稀

山河邈矣隨行隔

風景暗然在路移

平到謫所誰與食

生及秋風定無衣

古之三友一生樂 今之三友一生悲
道とをく程へたゞるほどには日にそへて
心ほそき事のみまさりて北方へたてま
つらせたまひける御哥まことにかなし
く侍り

きみかすむやとのこすゑをゆくくと

かくるゝまでにかへりみしかな

宮こに 残留 みみた〇ひけむ北方

の御心の中〇こそはかなしかりけめかき

きあえぬ御涙千入にかへる色のみそあか

かりける又秋霧の中にかりかねのきこ

へければつくらせたまひける詩

我爲遷客汝來賓共是蕭々旅漂身

敲枕思量歸去日我知何年汝明春

又御心の底におほしける

離家三四月落涙百千行万事皆

如夢時々仰彼蒼

この詩をは御口のほかへもいたされざりけれとも大宗國に人多く詠しけるにこ

そおそろしけれ又道すからのはれたま

鎮西におはしまつきて中一年をはしましけるにおりにつけ事にふれて

かなしくあはれる御事のみおばかり
ければ

ゆふされは野にも山にもたつ煙

なけきよりこそもえまさりけれ

又^(雨)あめのふりけるに

雨^(あめ)のしたかくるゝ人もなけれはや

きてしぬれ衣^(きぬ)ひるよしもなき

とあるはなきつみをへるをはぬれきぬ^(ナシ)
シ^(いふ)と云事侍り我身の御^(ナシ)とかなき事をなけ

きおほしめす心ふかゝりける也

第十一段

西府^(幸)に付^(ま)おはしまして次年九月

十日朝^(去年)こその今日^(き)を思食出です

ませ給けるは

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在是 捧持毎日拜餘香

これは昌泰三年九月十日宴に正

三位^(チシ)の右大臣の大將にて榮花は菊

とゝもにひらき觀感は時雨とおなし

く下き丞相君留春秋臣漸老恩

無涯序報猶遲と作せ給たりし

に觀感のあまり御衣おぬきてた^(給)

まはせけりその御衣を御身にそ

へて宰府まで持給て宮この○記念

と御覽^(らん)しける也又都府樓纔看

瓦色觀音寺只聞鐘聲とあるは我

どちこめられておはする事を作^(せ)

給^(以下北野本ニナシ)へり白居易の遺愛寺鐘敲枕
聞香爐峯雪撥簾看と云詩に

は作まさり給えり又古僧有謂而
曰菅家の御草は心のおよぶ所に
あらす白氏の文集には眼も可
及云々

第十三段

かくて鎮西におはしましける間に^(あひだ)

御身につみなきよしの祭文を^(作)

くてたかき山に登て七ヶ日の程

天道にうたえ申させ給ける時に

祭文漸^(こ)とひあかりて雲をわけて

入にけり帝尺宮^(さ)をもすき梵天ま

てもいたりぬらんとそおほえける彼^(の)

釋迦菩薩は底沙佛の御許にて

七日七夜^(足)あしのゆひをつきたてゝ

天地此界多聞室逝宮天處十方無

丈夫牛王大沙門尋地山林遍無等

と讚嘆したまひしかは九劫を超越

して彌勒^(ナシ)をさきたてゝ佛に成給

にき今の菅右相府は七日七夜蒼

天にあふきて祈請したまひしかはあ

らたに天満大自在天神と成たま

へりさて延喜三年^(亥)一月廿五日ついに

五陰のすかたをすてゝ一生の命を

おへたまひにき昔釋尊入滅は
二月十五日なり五十二類血〇涙を
なかしき今(ナシ)の丞相の薨落(モロコ)は二月
廿五日なり六十余州身の毛そ
いよたちける(エビ)

第十四段

さて筑前國四〇寺のほとりに御墓所
を點しておさめたてまつらんとしけ
るに御車忽に路中にと(留)ま
りて其牛さらにするます仍其
所を御墳墓とさためられにけり
今(エマ)の安樂寺これなりまことに不思
議也けり(エビ)

第十五段

其後不經幾程して延暦寺第十
三座主法性房贈僧正尊意其時
四十ばかりの程(ナシ)とやおはしけん比(ヒコエラシ)
は夏の天也夜ふけ人(ハタ)たまる程に
十乘の床頭に智水かけをすまし
三密の壇(カミ)前に觀月光を増て
おはしけるに房の妻戸のほとく
となりければをしあけて見給(カミ)に
丞相平生の御すかたにて化來し給(タマ)

へり贈僧正あはてかしこまりてう
やまひかしつきたまひて持佛堂
へ請入たてまつりたりければ丞相
おほせられるは我すてに梵天帝尺
のゆるされをか〇ぶりたり神祇のいざ
めもあるへし鳳闕に參り龍顔に

近付(チカフキ)て憂をのへうらみを報せんと
おもふに禪室(スケル)はかりそ法驗をもほと
こして暫く押(タシ)へ給(スル)けれどとひ勅宣

下(アッダ)と云とも穴賢參給へからす平日多
年(イハヤ)の師檀の契只これにありとおぼ
せらる法性房申されけるは師檀
のむつひは一世の契にあらすたとひ
頭目(タム)をあたへたてまつるとも敢て

いたむ所にあらす然而天下は皆王土
也此地に居ながら縪言若及三度如何
と申たまふに御氣色すこしかはらせ
給へりけりさて御喉もかはかせたまふ
覽(ラク)とてすゝめ申されたりける柘榴
を妻戸(カミドリ)に呻懸て出させたまひけ
れはほむらとなりてそもえ付てあ〇か
りけるされとも贈僧正灑水〇印を結
かけたまひければ其火きえにけり

件妻戸は法性房の焼扉とて今
に侍とそきこゆる末代の不思議叢山

の寶物なり

第十六段（弘安本ナシ）

其時霹靂して世中くれふ
たかりて雷の聲に多の人き

心をまとはす清涼殿の中には本院
左大臣時平一人大刀をぬきかけて朝
に仕へし時も我が次こそものした
まひしか今神となりたまふと云
ともいかてか禮義をみたり所をゝ
かてはをはせんそひか事にてこ
そ侍覽すれとてにらみやり給て
侍はせ給えりける主上は御衾をか
うふりて今日の守護神はおはせ
ぬかとおほせられたりければ稻荷
こたへ申されたりける神明
大明神候とそ女房のこゑにて
冥衆不忘禮之理かれこれ無止
かりける事にこそ

第十八段

延喜八年八月のころ菅根卿はあ
らたに神罰をかうふりてうせ
られにけり同九年三月に本院の
おとゝなやみたまひて耆域花他

か靈薬もなむるに驗をうしな
い安賀二家の秘術もいたつらに
祭物をついやす春日大明神もす
て給りとおほえて丞相の靈氣とは
御心のうちにさとりたまふ法驗はか
りにやたすけ給〇とて玄昭律師
の弟子善相公の子息に淨藏大德
とて内外の典籍奥旨をきはめ
神咒の効驗掲焉無雙なる人十
歳許より護法をつかひていまた
廿の竿にみたされとも法驗神徳無
止〇なかりけるを四月四日請して寄て
被加持けるに其日午刻はかりに善
宰相卿御訪に被参たりければ左
大臣の左右の耳より青龍頭を指
いたして相公につけしめして而言
我申文を作て梵王帝尺に訴申〇
によりて裁をかうぶり〇うらみを報
せんとする〇尊閣の〇息我を降伏せん
とすすみやかにせひせらるへしとしめ
し給ければ葉公か眞龍にあえり
けむ心地してそ相公いそきいてゝ即
時をうしなはす其由を被註送た
りければ淨藏やかて被退出にけり
其後〇おとゝは薨給〇又御女の女御々孫

の春宮一男八条大將保忠三男敦忠
中納言あひつきてうせたまひに
けり富小路右大臣のみこそ大臣まで
成給にけれそれは丞相の御事をふか
くおそれたまひて大臣にて六年をは
し〇けれども出仕にも御前なとも具〇給は
はず晝夜に丞相の御靈を念し申
されけりたゞしなお其御すゑはおは
せず三井の心譽南都の扶公岩藏
の文慶など僧にておはしければ
僧都法印など申て世に聞給ける
又敦忠公の三男兵衛佐佐理とき
こえし人一家のありやうを思つらね世
中をおもひきりて出家入道して往生を
とけ給へりける

第十九段

小松天皇の御孫大藏卿國紀の
二男に右大辨公忠と云ふ人おはし
けり延喜廿三年夏四月の比頓死し
て三日といふに蘇生したまへりけ
るか子息信明信孝にたすけられ
て内裏へ参て奏申さるゝ事あり
けり公忠頓死して炎魔王宮へまいれ
り門前にてしあしめる程に長一丈餘

なる人の束帶うるはしくして手に
金の文はさみに文をさしはさみて
懇申さるゝを耳をそはたてゝ承侍し
かは延喜の御門のしはさもともやす
からすと詞をつくして申さるゝを見
給に菅丞相の御事とはさとりぬ
冥官卅余人ならひゐたりしか第二の
座に着たる人すこしあさわらひて
延喜の御心こそ頗荒涼なれもし
改元〇あらはいかにと申され侍るゝべきと
奏達して退出せられぬ主上これを聞
食ておそれおほしめす事がきりなし
さて四月廿一日故右大臣として一階をくはへ
て正二位をくらる卽昌泰四年二月廿五
日宣旨をは焼棄られにけり五月廿五日〇
改元ありて延長となさるゝこの御ゆへ
なり又清涼殿霹靂の時も主上おも
ひのあまりにこしらへ申給事とも
ありけりとぞ

第二十段

延長八年六月廿六日未刻清涼殿の坤
柱〇上に雷火出きて大納言清貢卿
袍に火付てふしまろひ右中辨希世
朝臣かほやけて柱の下にたうれふし

是茂朝臣弓(お)をとりてむかふに立所に
くるころされぬ兵衛(ナシ)の忠兼紀(包)
むせひて悶絶す是則天滿大自在天神(以下北野本久)
の十六万八千の眷属の中の第三
の使者火雷火氣毒王のしわさな
りとそ申あえりける

第二十一段
其後毒氣はしめて玉躰(エ)○入る
醫方祈請すへてかなはすおはし
ましけれは九月廿二日御位(キ)を
第十一の皇子にゆつりまいらせ
らる朱雀院の天皇是也同九日
御出家御年四十六遂に崩(ル)給ぬ

第二十二段
其比金峯山に日藏上人と聞る人あり。(有)(ケリ)
善宰相の子淨藏公の弟子也承平
四年四月十六日より笙岩屋にこも
りて塩穀(ホ)を斷しておこなはれける
程に八月一日午刻(酉)(計)はかりに三密の
壇に五智の鈴杵をにきりながら
頓に絶入の事あり十三日(オ)をへて遂に
御蘇生其間金剛藏王(ナシ)の善巧方便
にて天満大自在天神の御在所都率

の内外院炎魔王宮地獄などを見
めくる地獄天宮の依正一報苦樂の
ありさま聖教の説に宛(アタカ)もたかふ事
なし天滿天神(ホ)をは大政威徳天と申(チ)
十方往來の有さま大王即位の行幸
の儀式に勝たり御形躰申(チシ)もおを
ろか也侍從眷属異類雜形不可計
盡或は金剛力士(コトク)或は雷神鬼
王(コトク)く或は藥叉羅刹(コトク)也其
御住所宮殿微妙の粧嚴極樂淨土
に不異天神上人(アサヒ)につけての給はく我
はしめはおもひきかなしみのなみたを
た(ハ)へて日本國をひたしほろほろし大
海となして經八十年之後國土を建立
して我栖とせんとしかるに教法を愛
する心からす顯密聖教の力にて
むかしの怨心十分か一はやすまりぬ加之
往古の如來法身の大士悲願力の故
に名を明神にかりて此國にみちく
給えるにをのく智力をつくして宥誘
へたまへは巨害のおもひみつからやみぬ
但我眷属十六万八千の惡神所々に
したかひて損害をはたすをは
我(ハ)なをやめかたきなりと日藏上人
この事(チ)承てうやまひかしこまりて

申さく日本國(ナシ)の中には火雷天神
と繭して(黄)(重)たとひをもくしたてまつ
る事十號世尊のことし何の怨心か
ましますへきと大政威徳天おほせら
れて云く實に誰人か不尊重佛
にならざらん限は(何)の時かこの怨
をわするへき但人信心ありて我か
形像をあらはして我名號を唱

て祈申事あらは我必感應を
たれん事如響應聲ならんとそ
しめしたまひける日藏公藏王
の神通力に乗して閻魔王の
使を相具して諸大地獄を巡見
るに一の地獄の中に鐵窟苦所
と云ふ所あり中に四人の罪人あ
り其形墨のくろきかことし一人
にかたにものをおほえりいま三人
はひとへに裸形にして赤灰の上に蹲
居せりみなともに悲泣嗚咽せり
閻王のつかひをしへて云はく肩を
かくせる罪人は汝か本國の王延
喜の帝是也今三人は同しき
臣下なり君も臣も同く苦患を
受事かはらす時に延喜の帝曰
藏をまねきたまふに敬畏りけ

ければ帝(即)云く冥途(ナシ)にては無罪
を主(ナシ)とす上人我(即)を敬事なけれ
我(ナシ)はこれ日本の金剛覺大王の御子
なりしかるに生前の時(間)在位のあひた
をもきつみ五あり一には父の法皇を
嶮路(あすはせ)にあゆませたてまつり心神を
なやませり二には身(自)つから(高)たかき殿
に坐して父を下座に居えたてま
つる三には無罪賢臣を配流し
四にはびさしく貪國位之間(おほく)
佛法をほろぼすにあへり五には
我身の怨敵の(故)に他の衆生を
損害すこのゆへにこの苦患を受(て)
汝婆婆に歸てこの苦(可抜)をすくふ
之由(諸)へよし我儲の皇子につけ申(す)
へしとのたまへり

第二十三段

日藏上人よみかへりて此由(このよし)を委(へはし)
く帝に奏しけれは種々の御
善根をいとなみて御菩提(ナシ)を訪(とよらひ)
申されけれ刹利も首陀もかはら
すといへるためしこゝにして其
誠をしれり十善の王位も業報
のことはよりもとものかれかたしあはれに

かたしけなき事也けり凡國土の興^(ゑ)
変はみな天神眷属のしわさなり〇
とぞ藏王權現もおほせられける

日藏其後穢惡のさかなきすま

ひをおもひすてゝ清淨のめてたき
蓮の臺にのほりたまひにけり

上人もたゝ人にあらす善相公の子息
淨藏公^(チシ)のおとゝなり延喜のひしりの帝

も賢王の一失ありて奈落のつみに
しつませたまひけん事いとかたし〇^(タ)
なしたかひに權化の不思議^(儀)をしめ
されけるにこそ

第二十四段

天慶五年秋七月西京^(七卷四)〇二

坊にあやしの下女ありけり其
名を綾子と云ふ聖廟この者に
御託宣の事あり我在世の時右
近〇馬場に遊行する事毎年
都の〇勝地此處にしくはなし
しかるに非道のつみを蒙りて
はるかに鎮府におもむくと云ふと
もひそかに彼所に行てあそぶ時
のみそ心の焰^(ほの)すこしきゆる心地す
るかまへて立寄たよりをえしめ

第二十五段

同九年三月之比近〇國比良宮にして
禰宜神^(ミ)〇良種か男子七才の少童
太郎丸に御託宣あり我〇ものゝ具は
此に來居〇し初にをける也佛舍利
笏玉帶銀作大刀尺鏡也老松富部
とて我に二人の侍從あり笏をは
老松にもたせ舍利をは富部に

もたせたりこれらは筑紫より我
ともにきたれる者ともはなはた不調
の者そこゝろゆるしあるへからす我
ゐたる左右におくへし老松は我に
したかひてひさしくなりぬこれして
我かるる所には松のたねをまかする
なり我むかし大臣たりし時夢に松身に
をひてすなはちおれぬと見しかはなが
さるへき相也松は我形の物^(なり)也我嗔恚

よとありけれども身のほとのいやし
きにかの馬場にはかなはすして
柴〇庵のほとりに瑞籬をむすび
て五力年のあひた〇あかめたてま
つると云とも遂に天暦元年六月
以下弘安本九日北野右近馬場にうつしたて
まつるとそ

のほむら〇天にみちて諸の雷神鬼類は
みな我從類となれり十万五千の類世
界に災變をなす不信の者をはくゑ
ころし正直の〇をはまもらしむ皆人
は賀茂八幡とのみいひてわれをは物と
せずいつれの神々と云ふとも我をはえをし
ふせ給はし右近馬場こそ有興
之地なれ彼の邊にうつりん其所に
は松〇おほすへき也但此界にありし
時佛物を申とゝめたる事あり
き其中に天台の燈分をなんとゝめ
たる事あり仍自在の身となると
いふとも苦しき事おほし法華三
昧たうをたて大法の螺をふくならは
いかにうれしからん一大事の恩縁は不可
思議也後集にのせられたる

離家三四月と云詩と又鴈足黏將疑贊
帛鳥頭點着憶着家と云此等の詩を

誦せんいかに興あらんと云て此童さめ
にけり良種此由の御託宣を身〇そへて

右近馬場に行向て朝日寺住僧寂鎮
法儀鎮世等にむかひて子細を相議する
あひた一夜の中に松生て數歩林と成
れり即寂鎮綾子か伴類寺主満
増と星河の秋の水と力をあはせ心を

ひとつにして崇め仰きたてまつる
靈驗殊ナシにすくれ賞罰掲焉也天曆
元年より天德ヒタチに至まで四十年之間御
殿を作改事五ヶ度なり天德三年
己九条右大臣師輔公舍屋をつくり寶物
を備へ給けり祭文ありけり此故に
九条殿の御すゑは今に攝籤たゆるこ
となく皇給も打つゝき給えり右丞
相の信力天満天神の御めくみなる
へし

第二十七段

一条院御宇に正二位從一位左大臣の
弘安本大官位を奉贈給き彼位記詔書等
菅原幹正勅使として正暦四年八月
十九日太宰府に下着て廿日未時に安樂
寺に参て御位記の箱を案上にさし
をきて再拜して讀上けるに絶句

詩一首化現し侍けり第一の不思議
とおそろしく侍り

忽驚朝使排荊棘官品高加拜感成雖
悅仁恩覃邃窟但羞存沒左遷名
件正文は外記局に被納にけり道風
朝臣筆跡ハセにすこしもかはらさりけり
弘法大師チシの菅丞相我違世の身也野

道風は我順世の身也としめし^(示)^(給)したま
（此）^(事)（と）^(思)えるもこれにてそまと^(は)はおほゆる
(以下欠)

第三十一段

後三条院御時延久二年九月のころ
仁和寺池上に西念といふ僧の年五十は
かりなる有けり百日參籠して夜晝
祈請するむねこゝろさしふかけにみえ
ければ人くいかなる無實などをいたる
らんとあやしみあへるほどに九十三日と云
曉師とたのみたる僧をよひてなくく
よろこひかたるやう年來の所望すて
に成就し候たりこの正月に熊野那智

御山に参て百日こもりて臨終正念

往生極樂の日時たしかにしめし給へとい^(示)^(給)の祈
り申しに百日と申し夜の夢に御
とをひらきて七十餘なる老僧のけた
かきていにてしめしおほせられて
いはく汝か申所我しめしかたし北
野宮に参て祈申すへきなりと云々こ
れによりて當社にをいて百ヶ日參籠
をくはたつる所に今曉五更の程に
夢うつゝともなく自御殿直衣
の御袖はかりいて汝か祈申す

ところたやすからすといへとも往生の
心さしねんころなり仍來年二月
時正の七日といはん朝を可期おもひ
まする事なく念佛をつとむへし
たとひ心さしふかく願いやしからき
れは往生やすきににたれとも臨
終の時魔縁きそひいたりてとくる事
かたきなり我にあなちに申せはか
ならす成就せしむへき也とたしかに
示現をか〇ぶりて候也とてなくく、よろこ
ひていてにけりさてうたかひなく件日た
つねゆきてみければ異香室に薰し紫雲
みきにたなひきて素懷とけにけり

第三十二段

白河院の御時承保二年のころ西七条
にいとまつしき銅細工ありけり女子
二人をもちたりけり（姉妹）
とは十二ばかりのほどにその母をもく
わづらひてねんころに夫に申けるやう
穴賢この子とものありつかんほと人かたら
ひなとしたまふなとかへすべくい〇きめち
きりて其身まかりにけりされともそ
の夫世のならひなればいくほどもなく
て妻〇なんまうけてけり今もむかしも

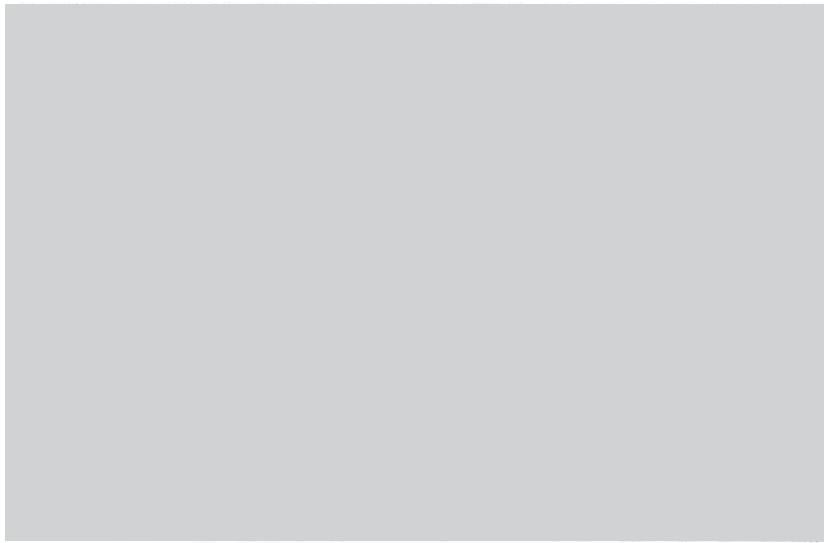
ためしある事なれば其妻(その)此(此のむ)
すめともの事をなん事にふれでは
にくみあたみけり或(時)四五日なとも食
事をあたえす命もたえぬへきをりく
おほかりけれどもさすかかたをとなとも
なりければとかくねんしくらしてそ
すきけるされともさてしもたえこらふ
へき〇にしもあらすをとゝひいひあはせ
つゝ北野にこもりて夜畫涙(よるひる)なかしつゝ
宿報(の)つたなき事母にとく喪せる口惜
さなどをおもひつゝけて天神たすけさせ
給へと申ゐたり又うせにし母の孝養
報恩もかなはすかくてはつへき身な
らはすみやかに命をめすへきよしまで
おろかならす申けるほどに播磨守
有忠ときこゆる人折節(ほほ)参けるかあや
しみきゝてちかくよひよせて子細をた
つねきくにまことにあはれるためし
なりければみなむかへとりてあね(姉)をは妻
とし妹をは宮仕せさせけるほどに宮産(うぶ)
まいらせなどして目出くさかへて現世の父
他界の母(思)おもふまゝに孝養してけり
御託宣には孝養(の)こゝろねんころなるに
よりて感應ありてまもりさわうへしとそ
ありけるおほよそあゆみをはこひ

以下弘安本久
信をいたす人これのみにあらす二世の
所願一生の前途朝にいのり暮に賽
するたくひはしめよりいまにみゝにみ
ちまなこにさいきれりことくに
のへかたし

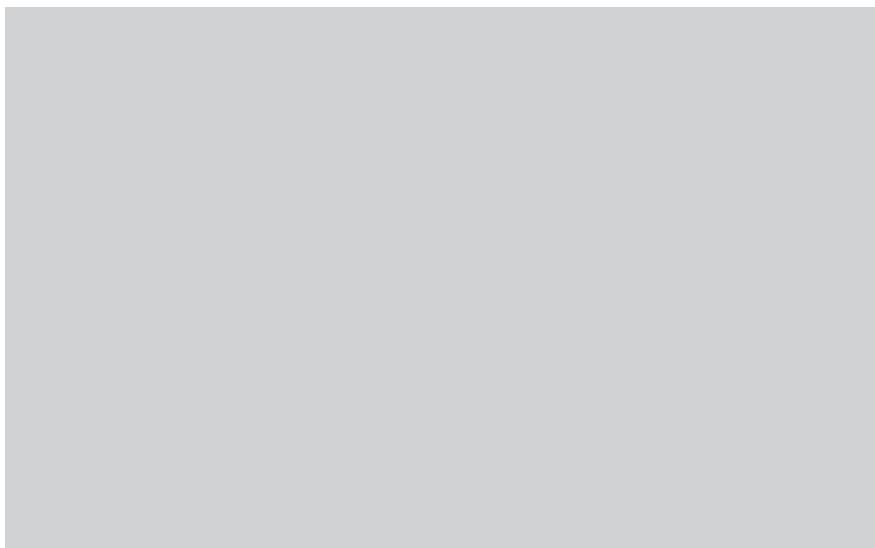
第三十三段

天神の利生方便によりてこの女大國受
領の北方となりて子孫繁昌し家門榮耀
にほこりて父母の至孝(思)おもひのことくに
とけ堂塔をつくり佛事法事をいとな
みて後には發心出家して往生極樂の本
意をとけてけり凡官をいのる人一日九遷
の榮路をすゝみ命をねかふやから梅生
松子か遐算をたもち富は陶朱鄭白か渡
せる地にほこり望は華池(アツ)の寶閣の
きよきさかひにみつ乃至文章は日新
の性をさつけ奉公は月棒(俸)の賞にあ
つかる事神冥佛陀世におほしと云と
も本地の利生垂迹の神恩に浴する
たくひ聖廟の効驗いちしるく天神の
御めくみあらたなるにしくはなしとそ
委之子細本傳家々の〇記等にあまねし
今信を瑞籬にいたしこゝろさしを冥
助にかくるあまり聊に九牛の一毛を

ぬき〇てゝ後素にあらはして中丹をのへ
り願は二世のねかひをみて九品の(三)そみを
とけん事ひとたひこれをひらかん(せ)たくひお
なしく神眷にもれしとなり于時聖曆
戊午正嘉(弘安元年夏六月のころ)比微功
を(お)ふと云(ナシ)ふ事爾也



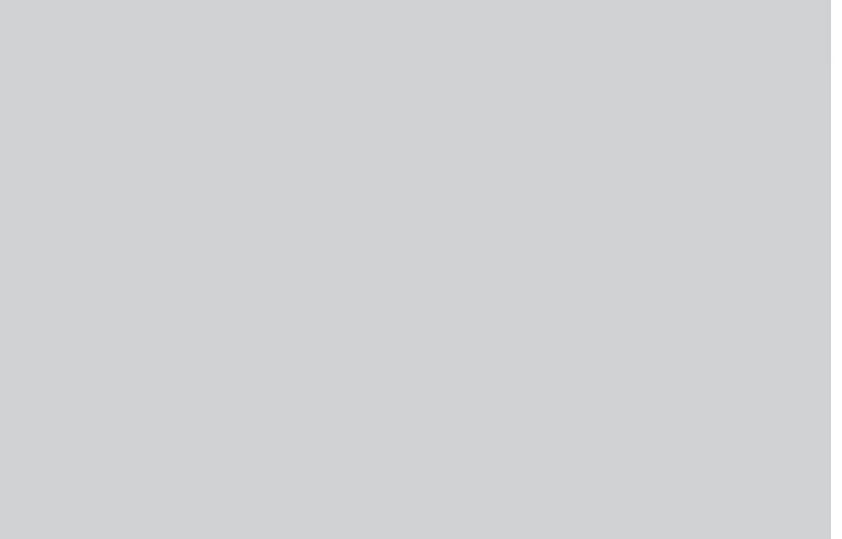
(第3段)



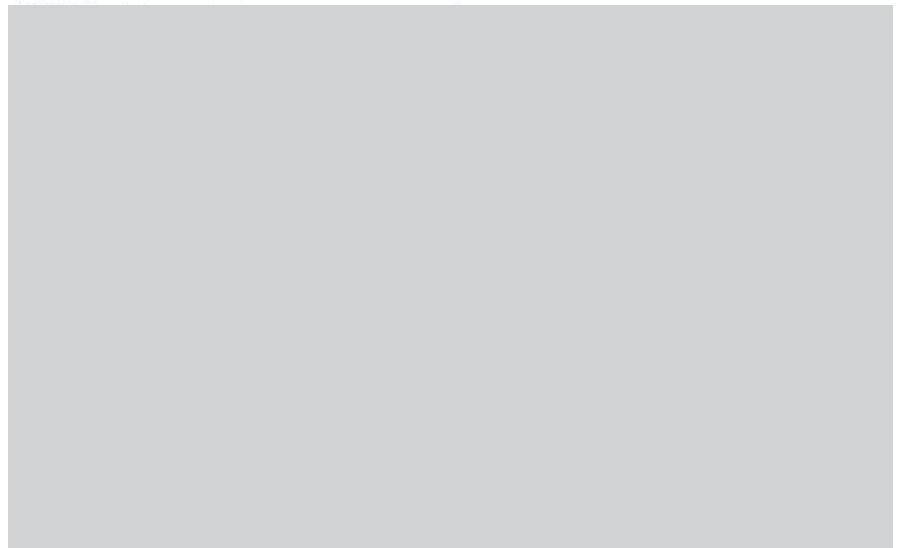
所有者の表記のない段は、すべて和泉市久保惣記念美術館蔵

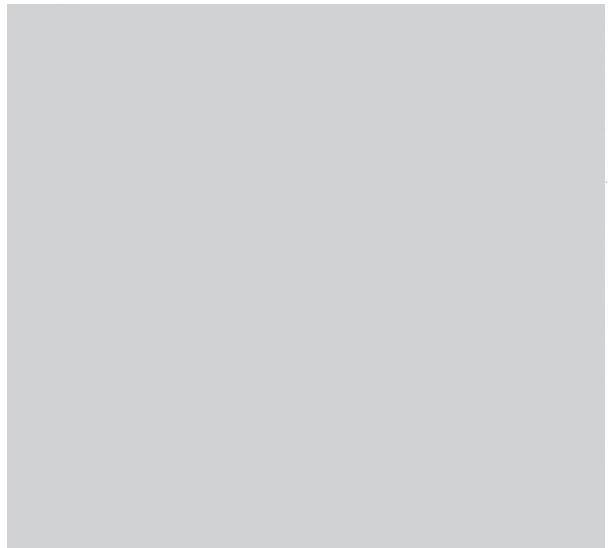


(第4段) 京都個人蔵

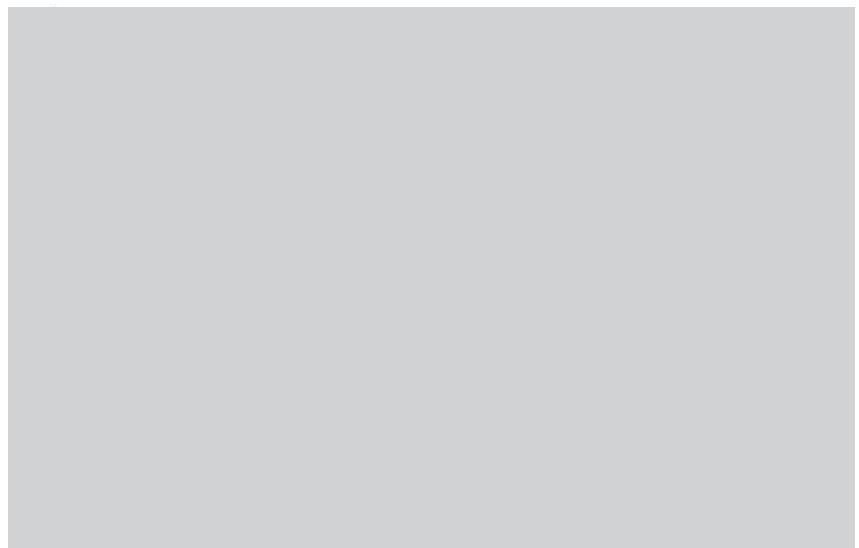


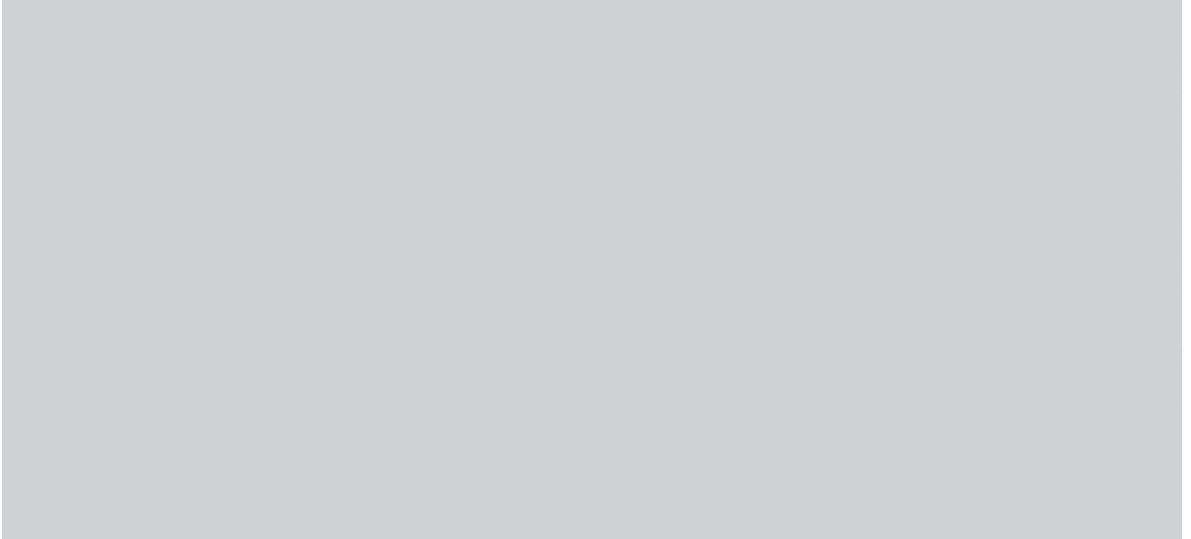
(第 8 段)



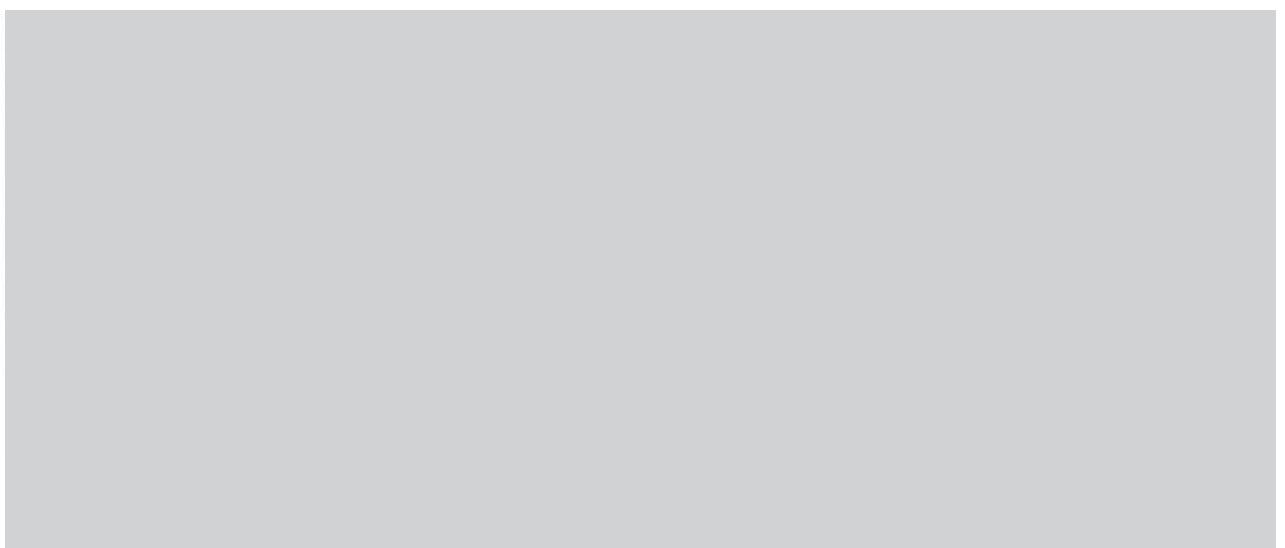
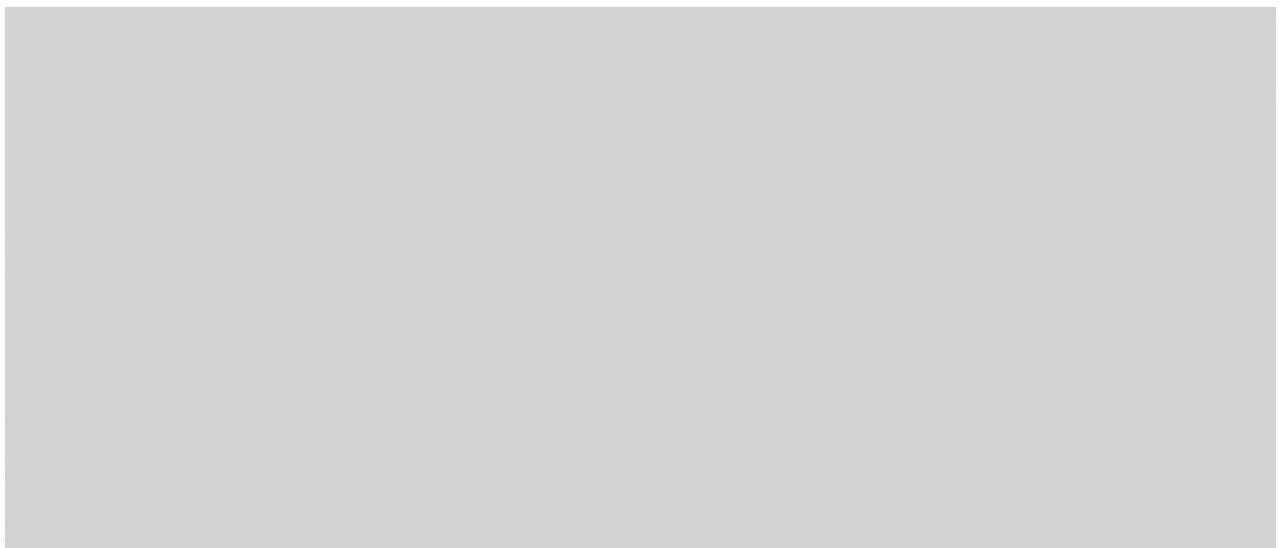


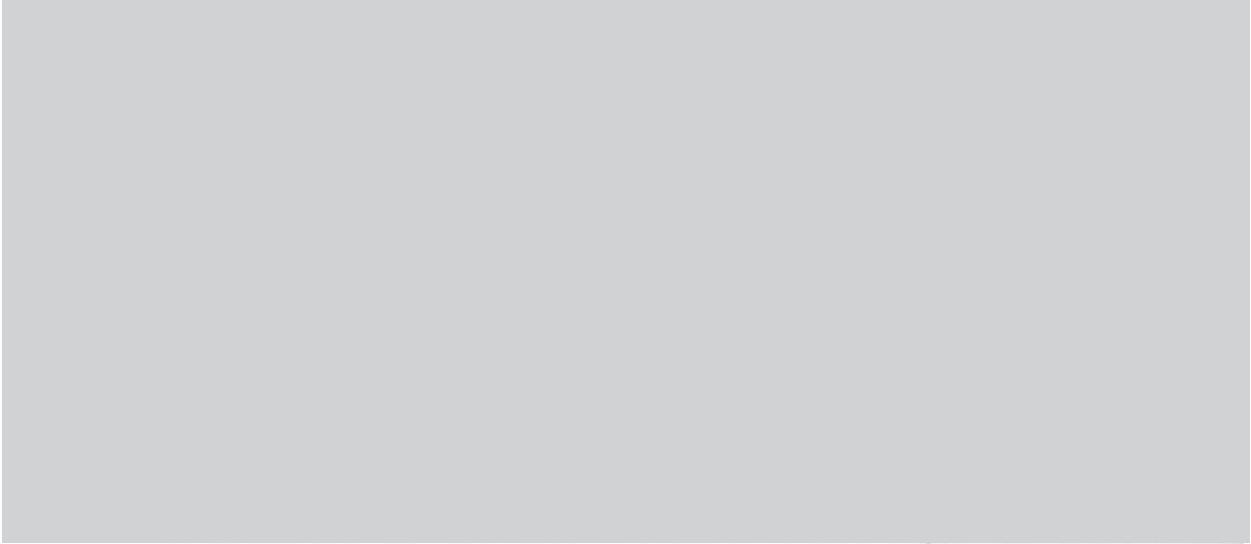
(第 9 段)



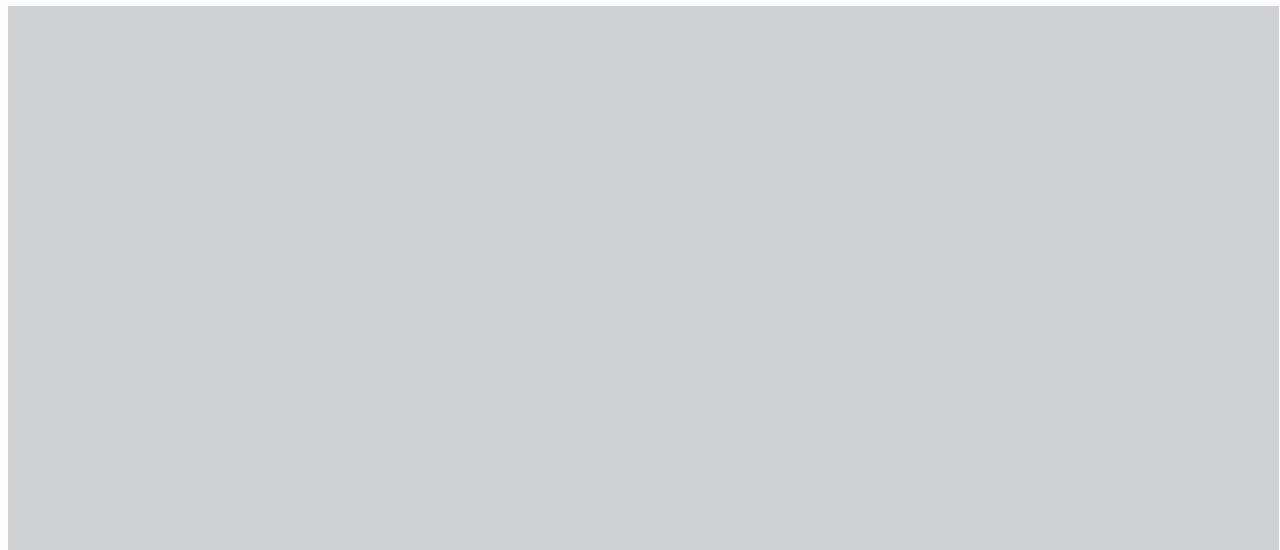
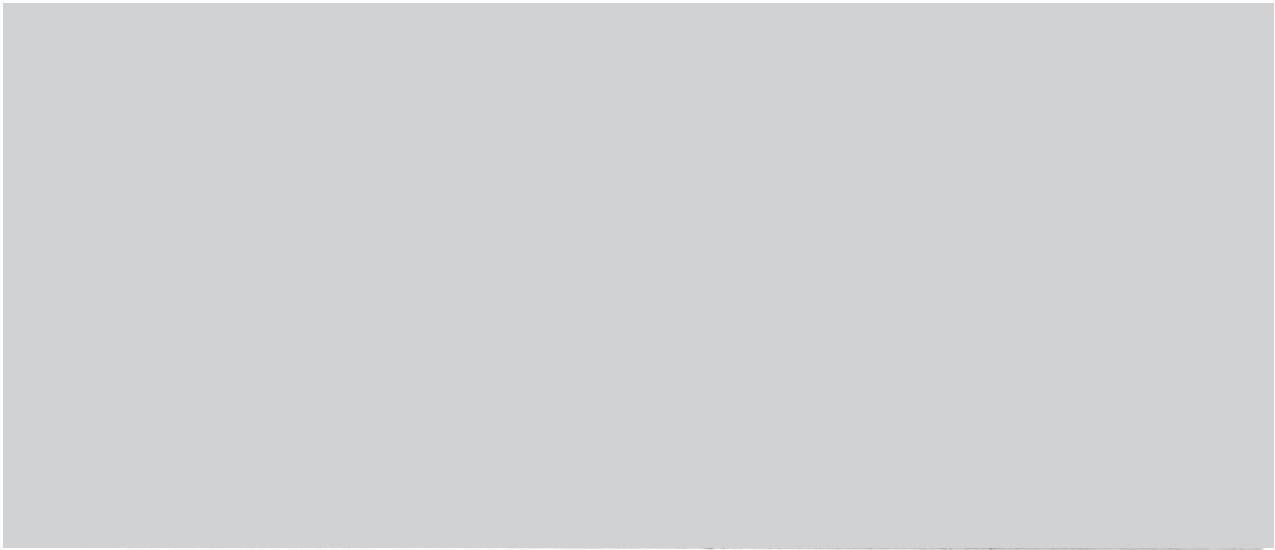


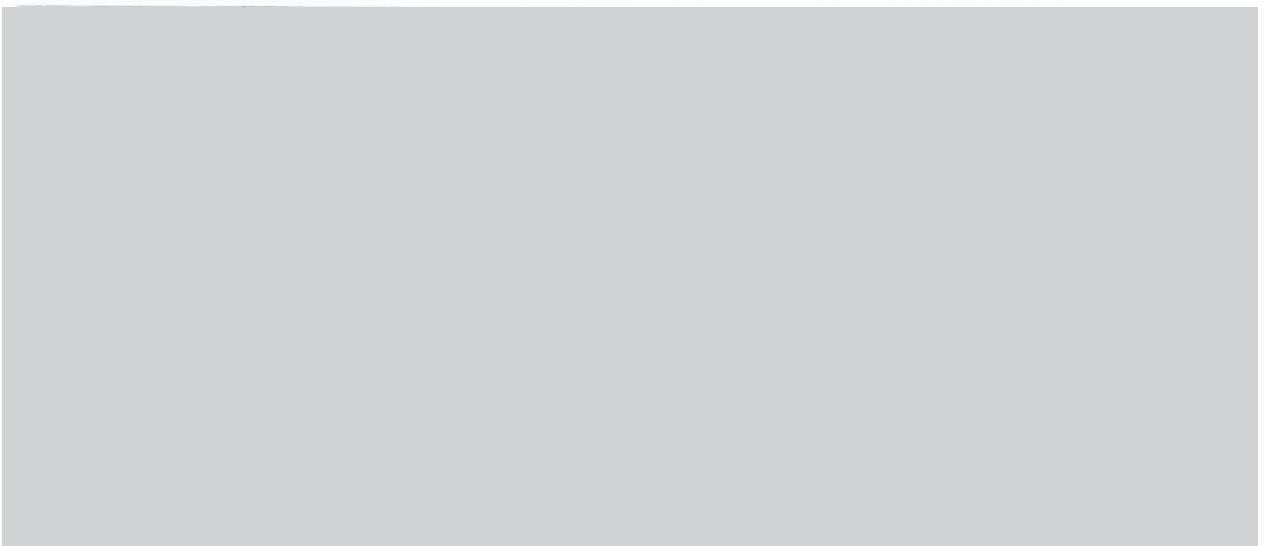
(第 10 段)



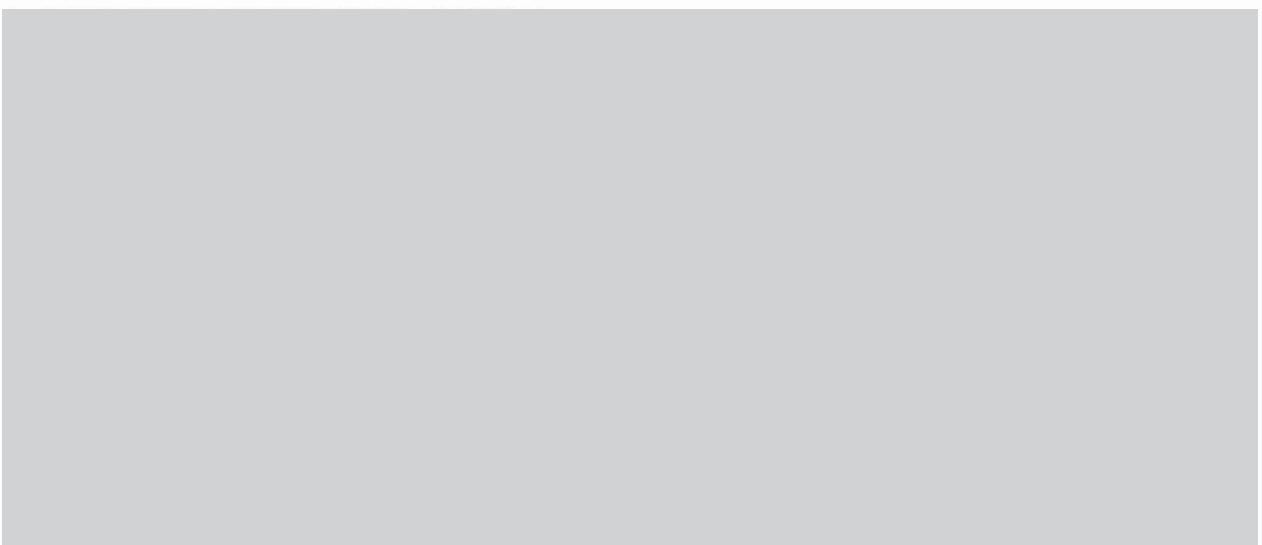


(第 10 段)

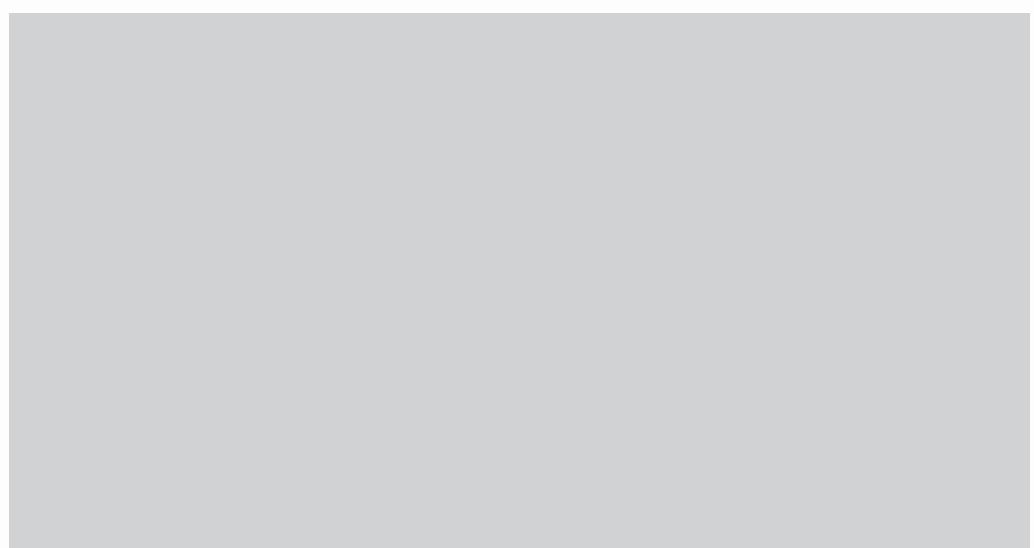




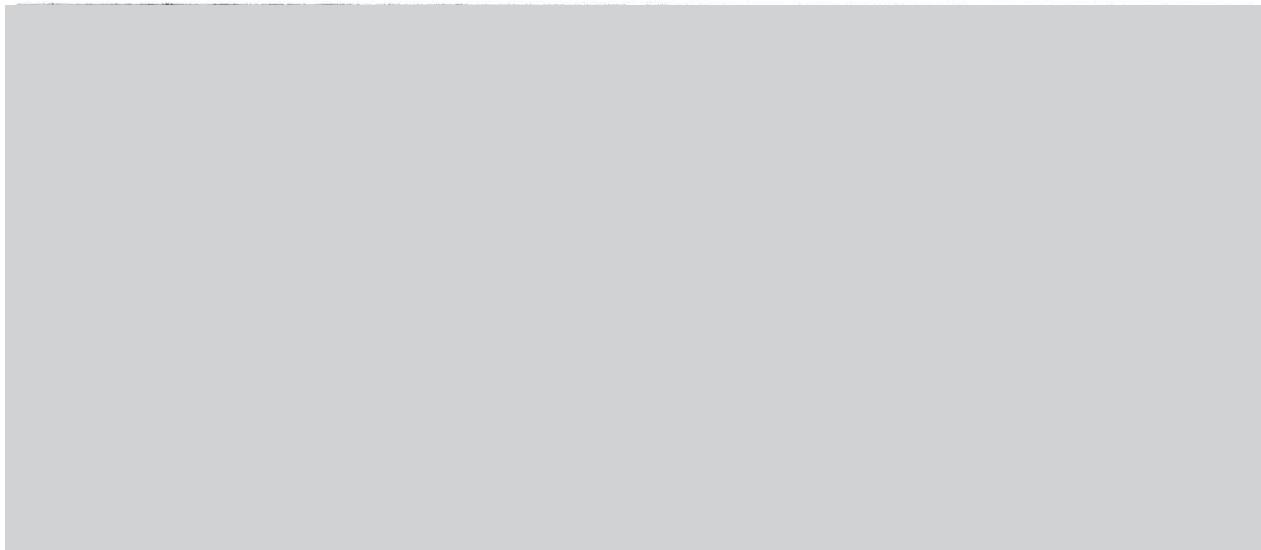
(第 11 段)



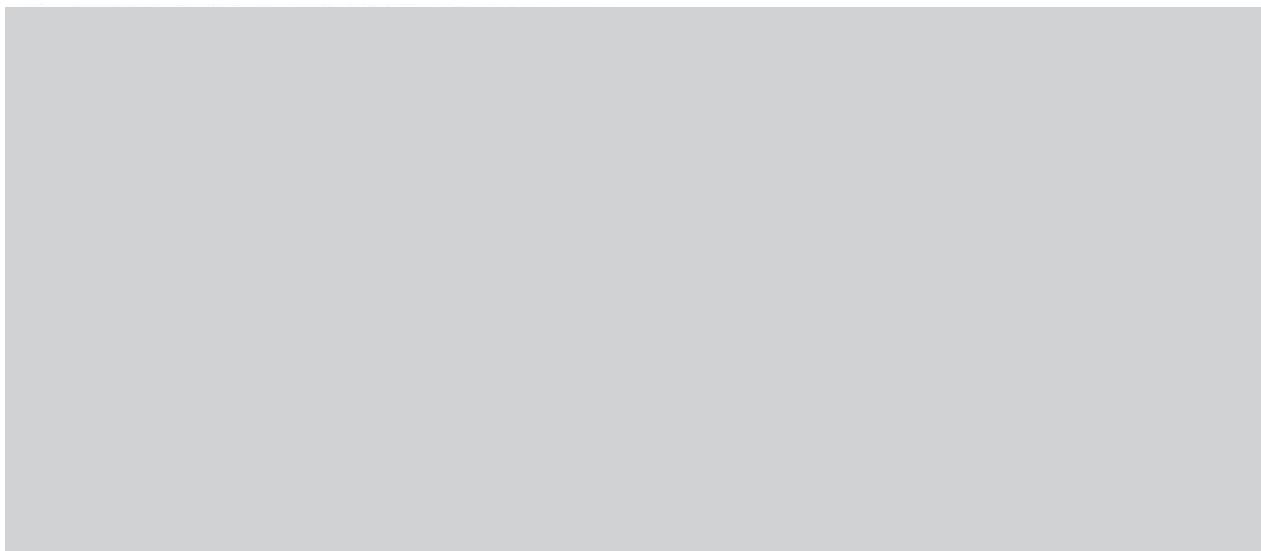
(第 13 段)



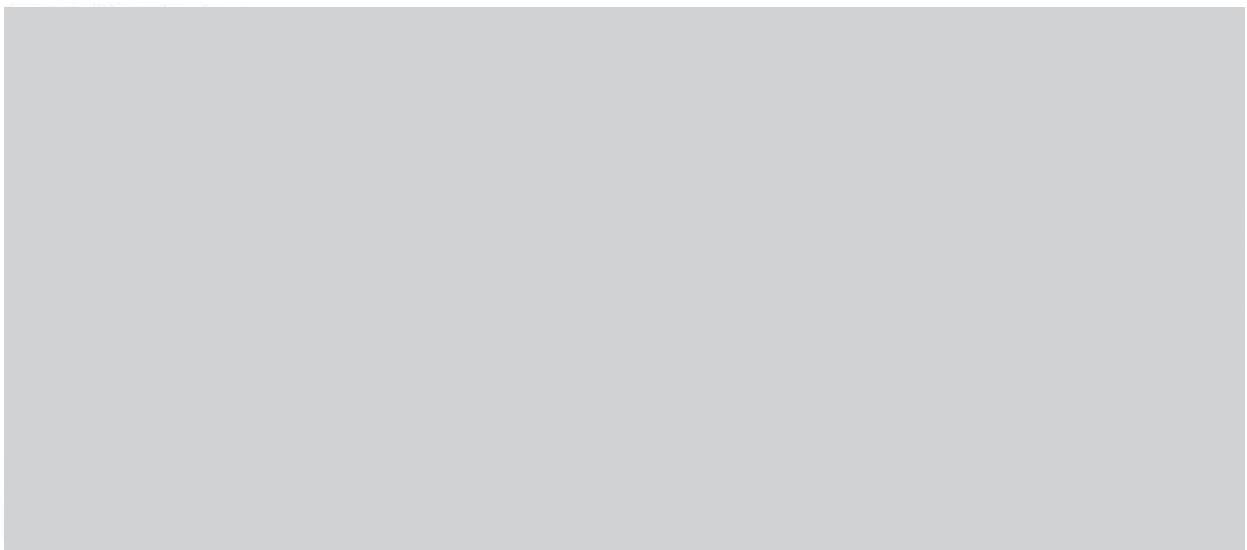
(第 11 段) 米国サンフランシスコ アジア美術館蔵



(第 14 段)

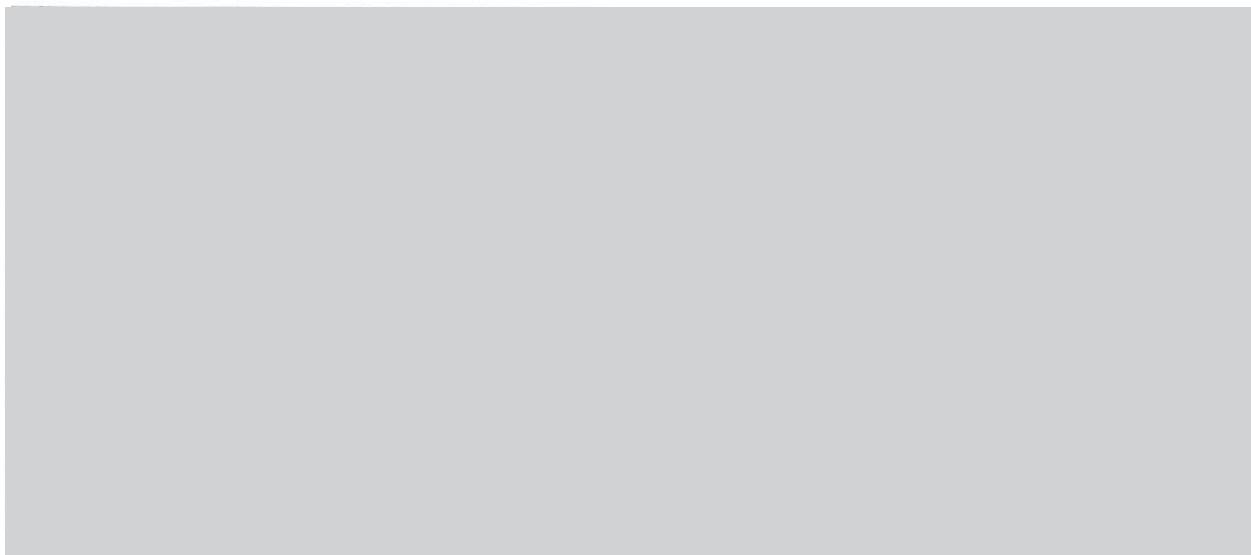


(第 14 段)

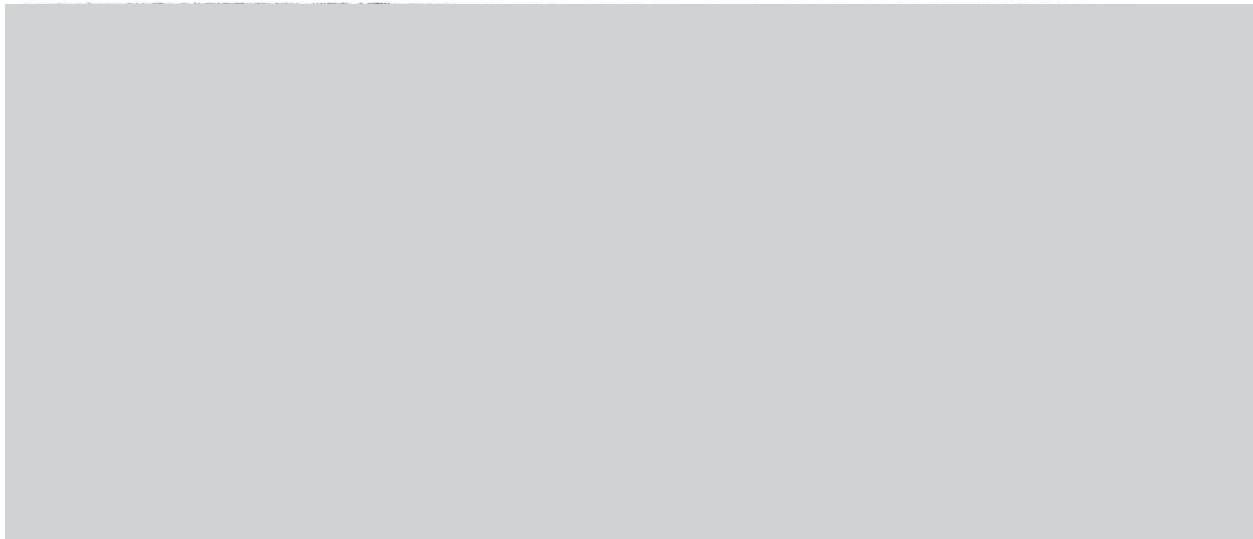




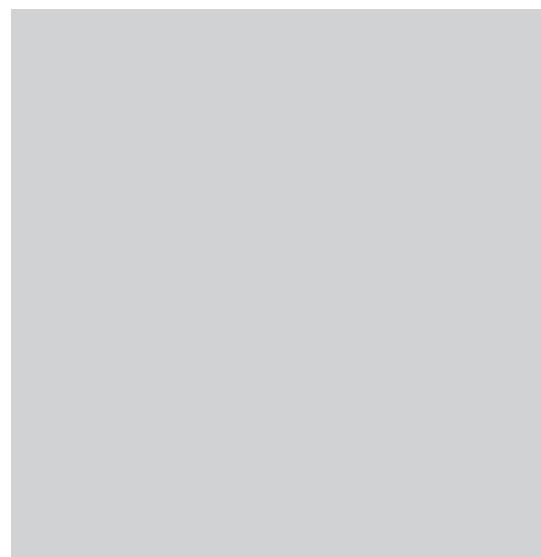
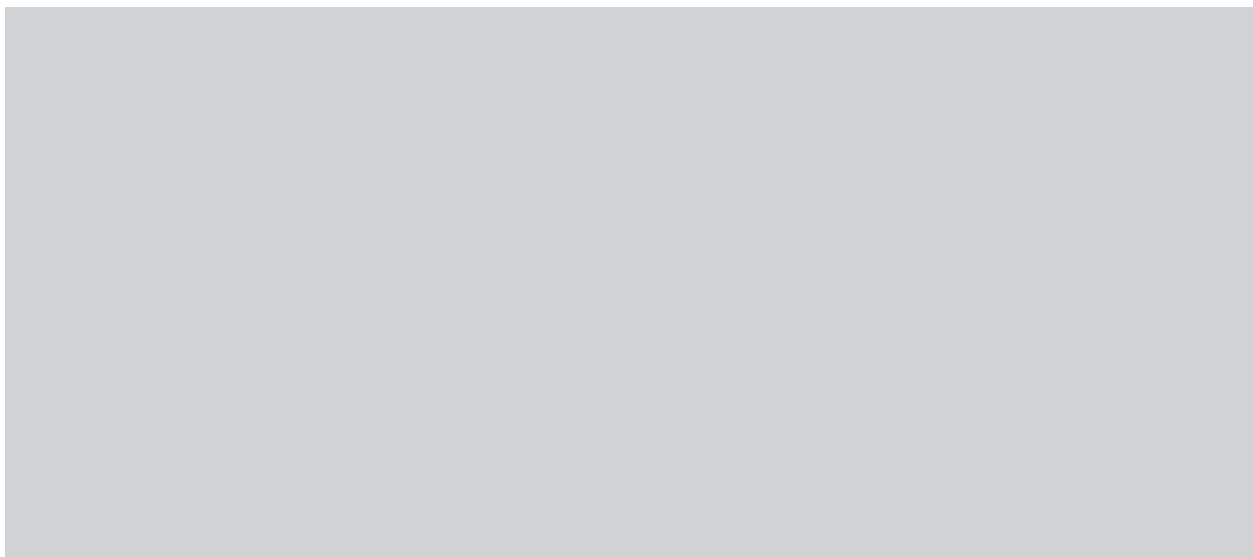
(第 15 段)

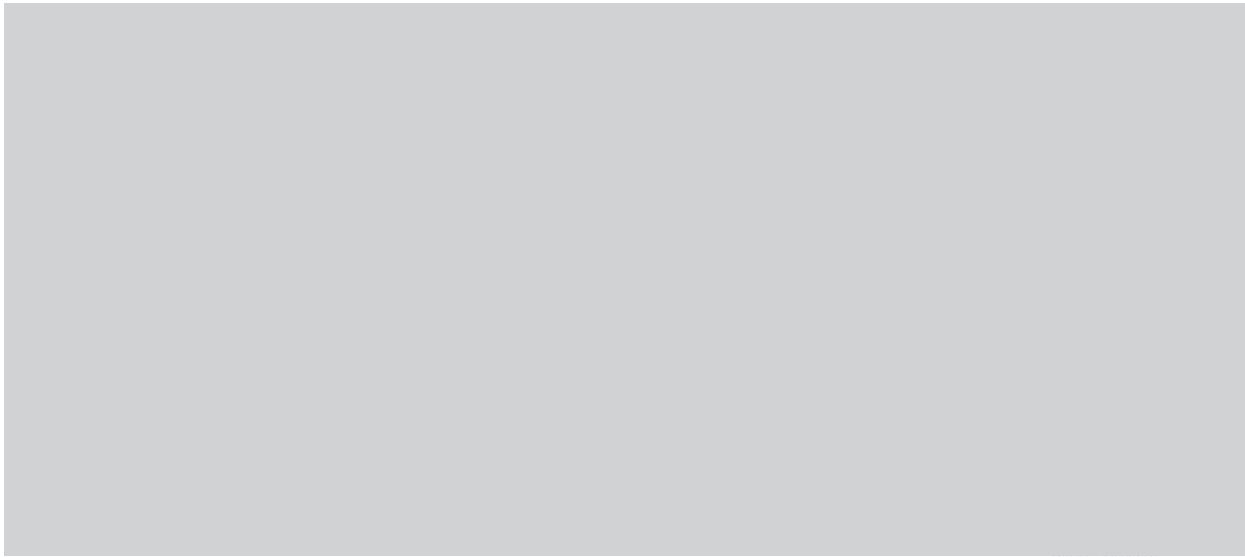


(第 16 段)

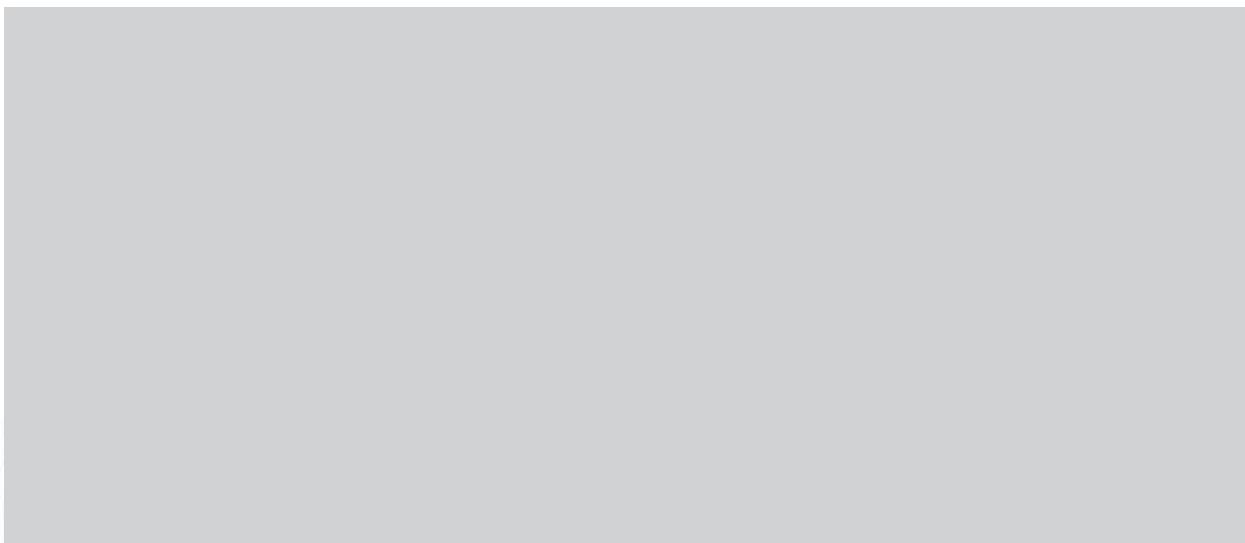


(第 18 段)





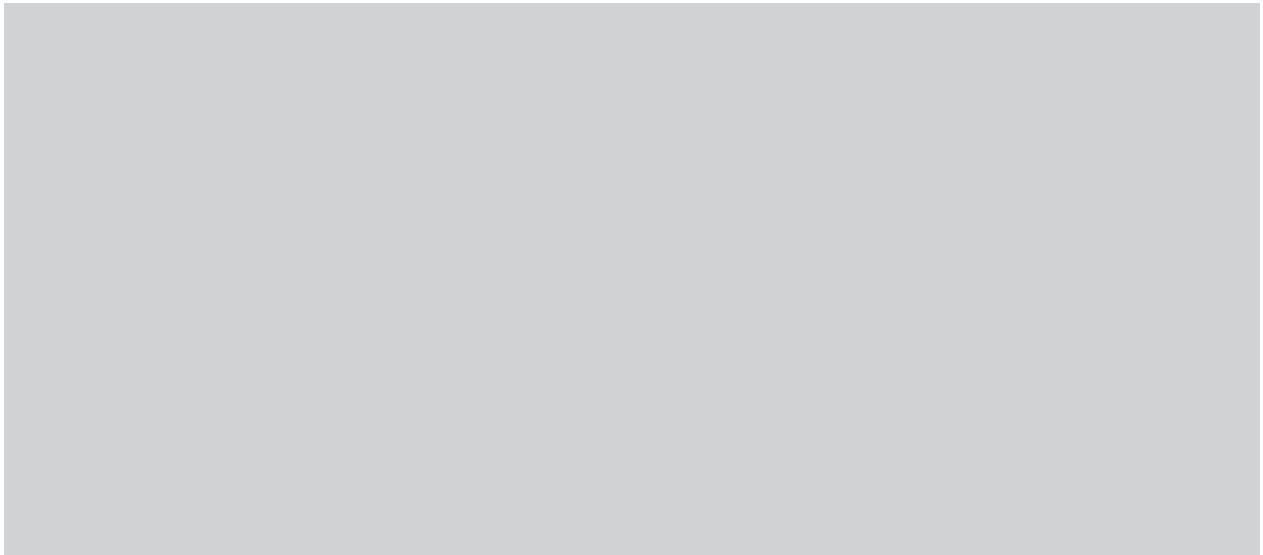
(第 19 段)



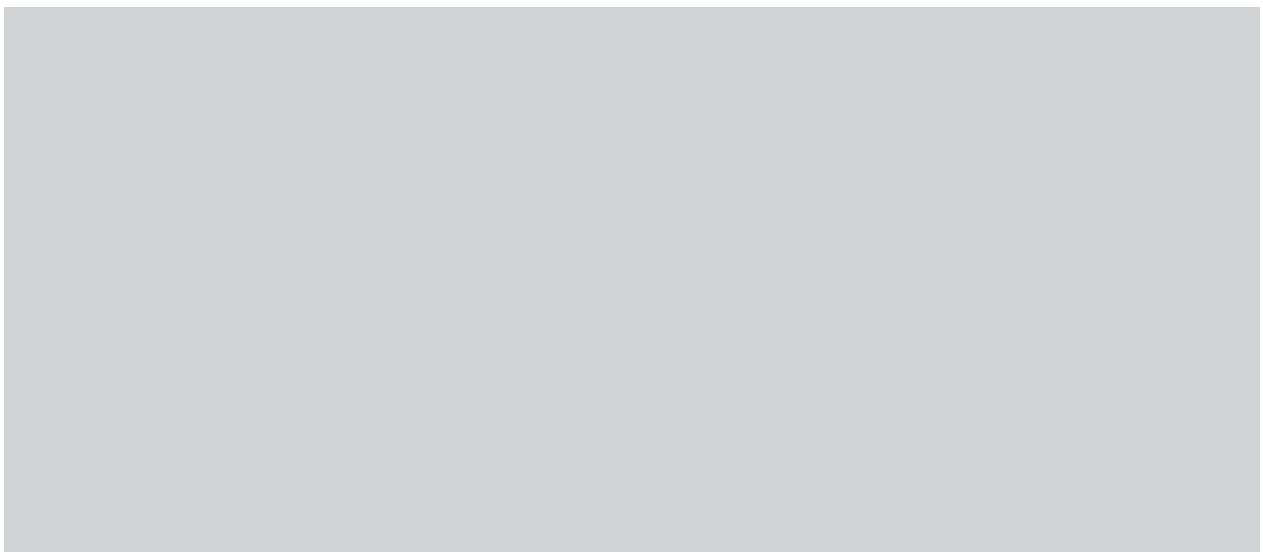
(第 19 段)



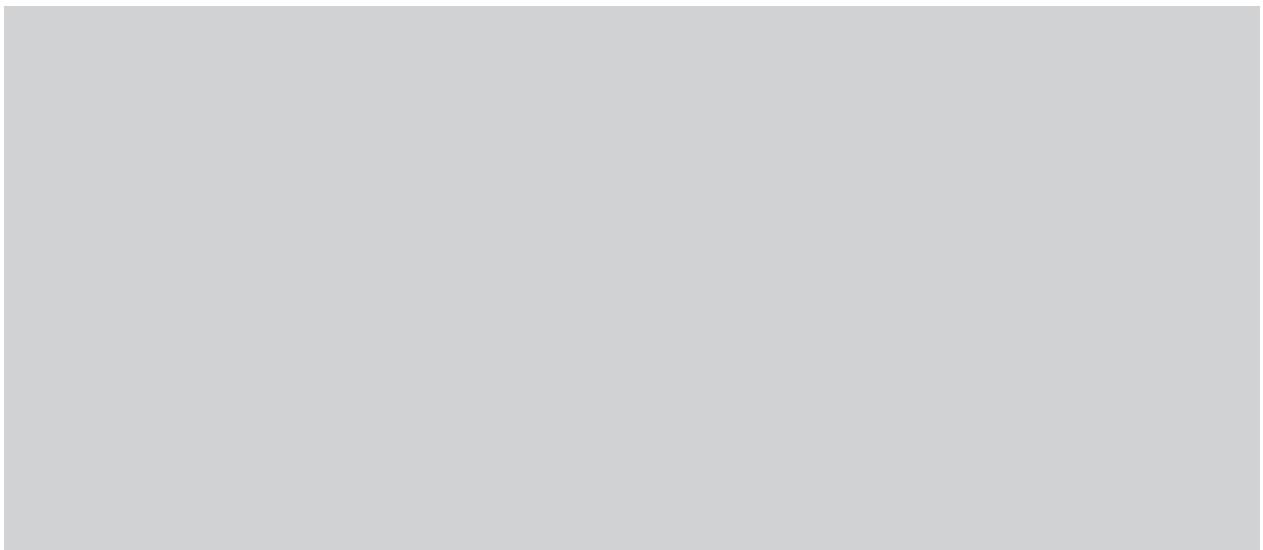
(第 20 段)



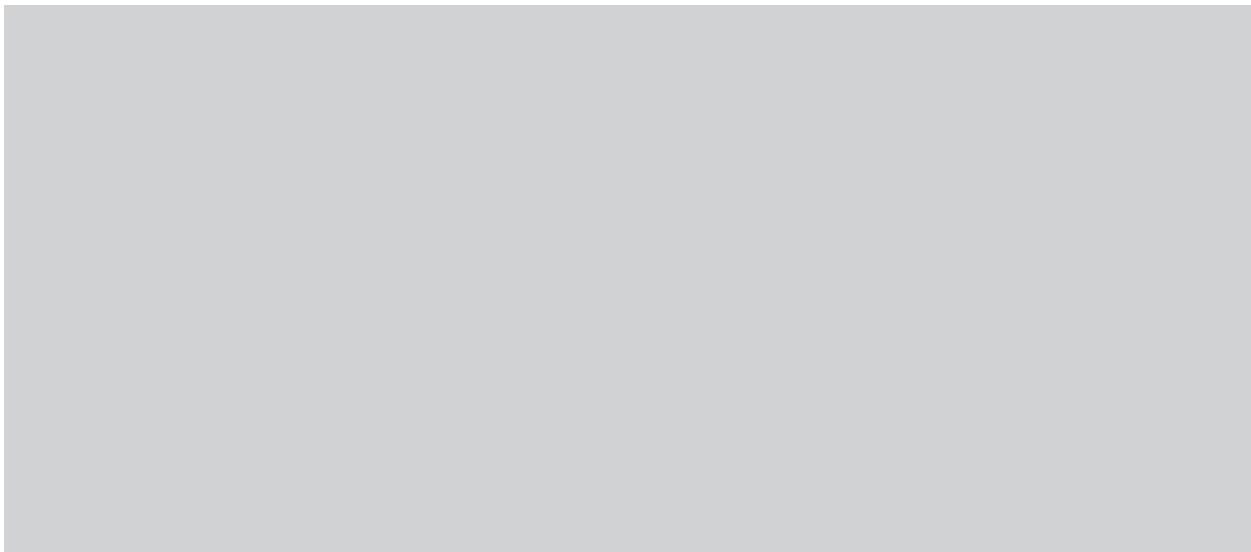
(第 20 段)



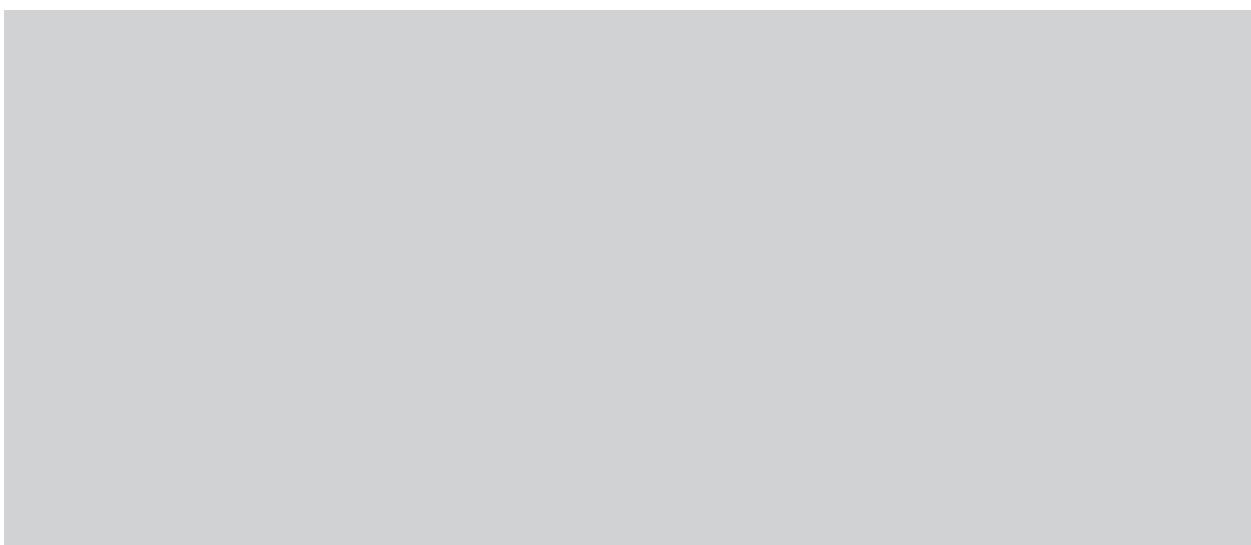
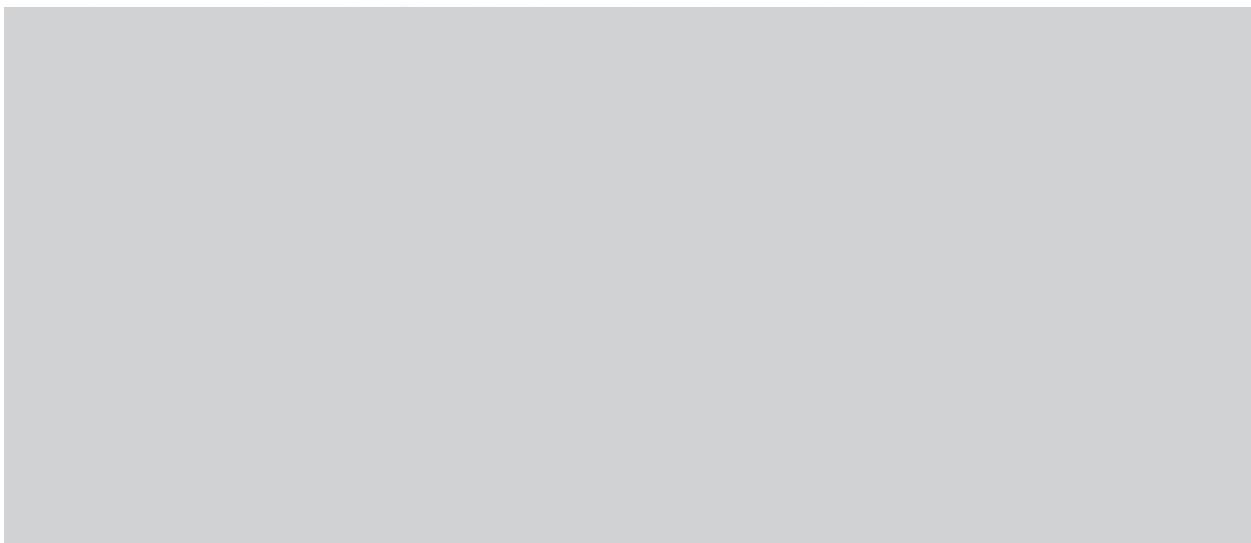
(第 21 段)

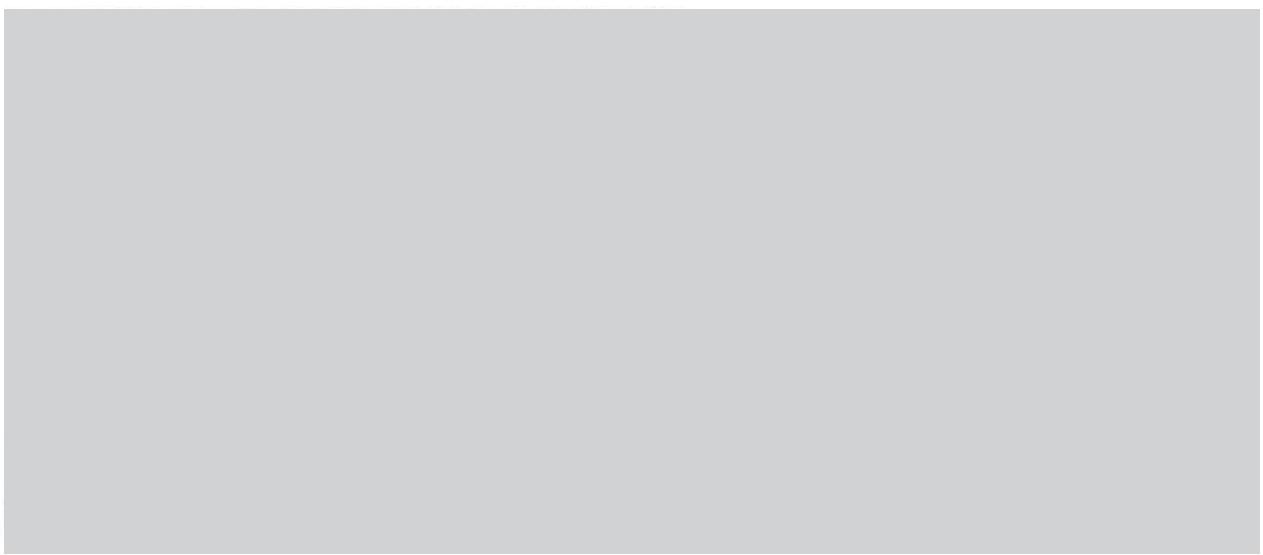
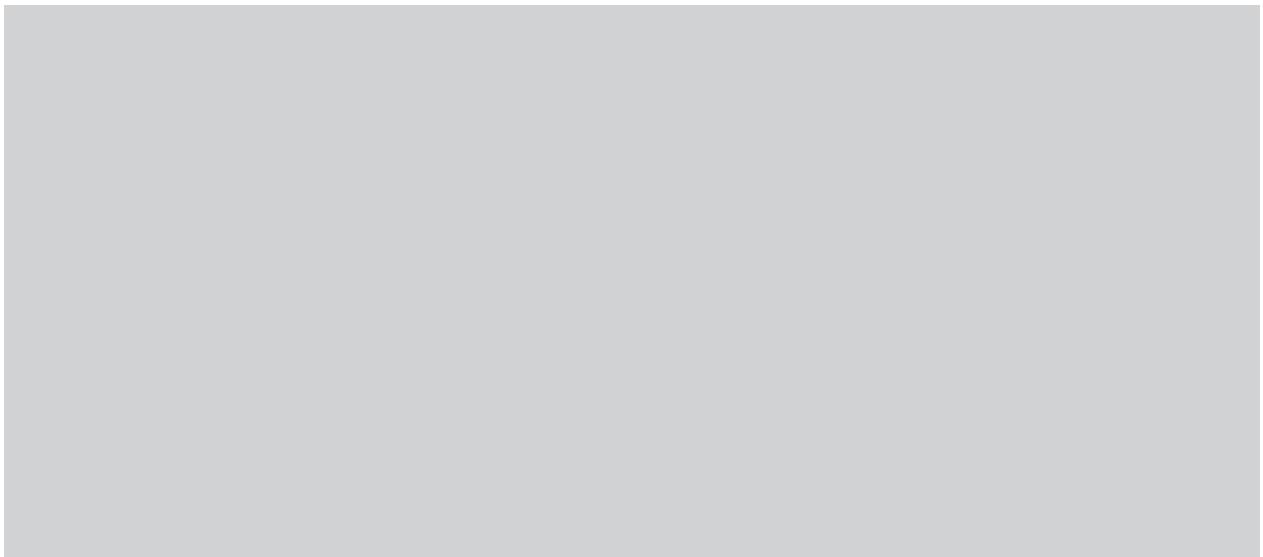


(第 21 段)

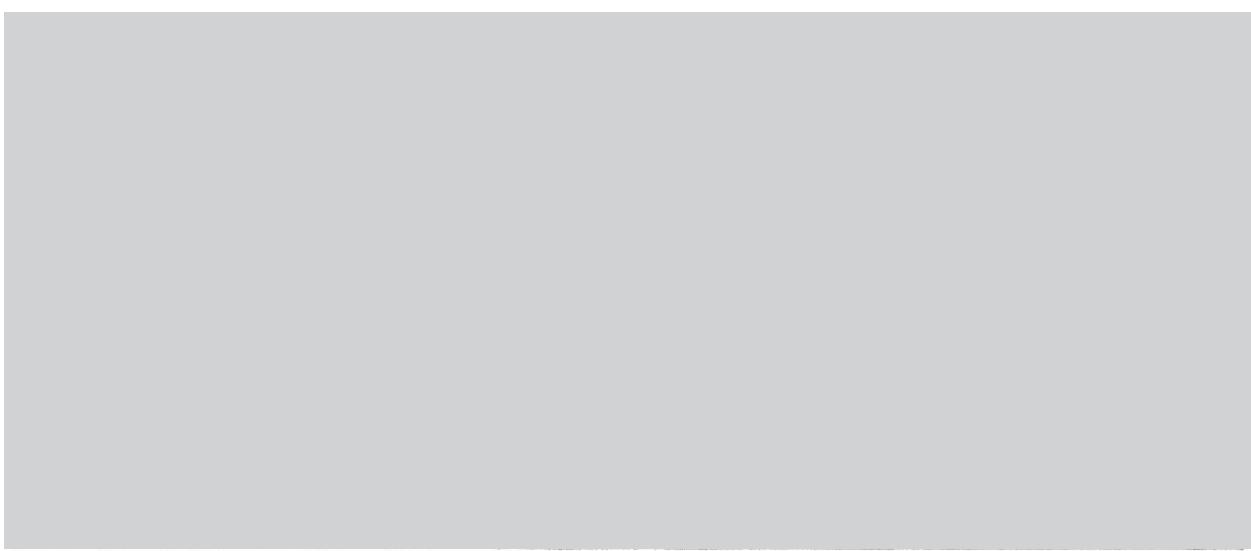
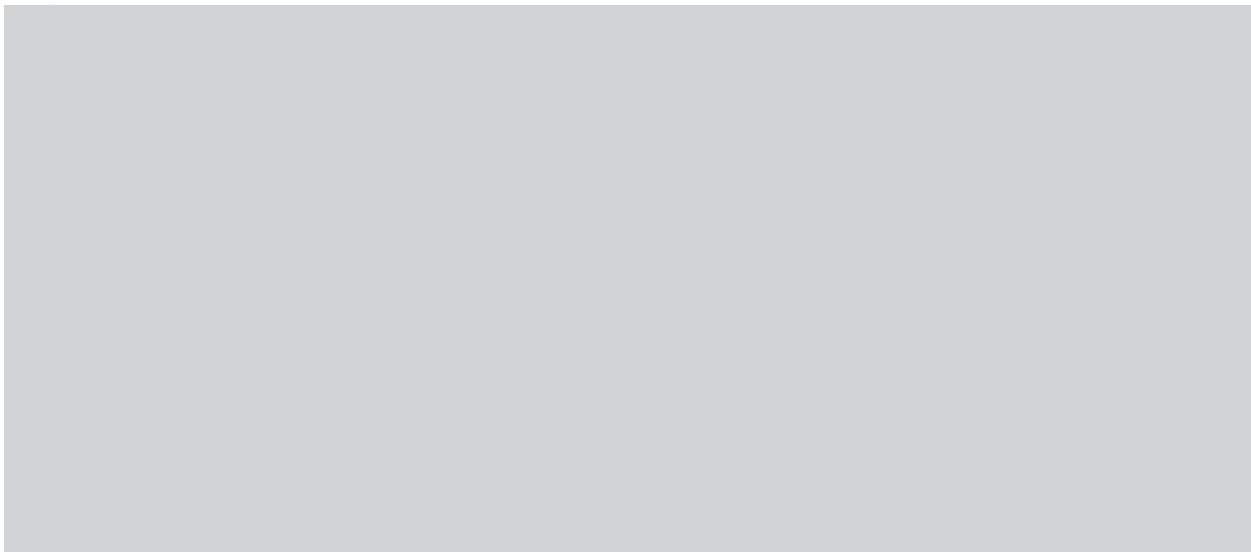


(第 22 段)

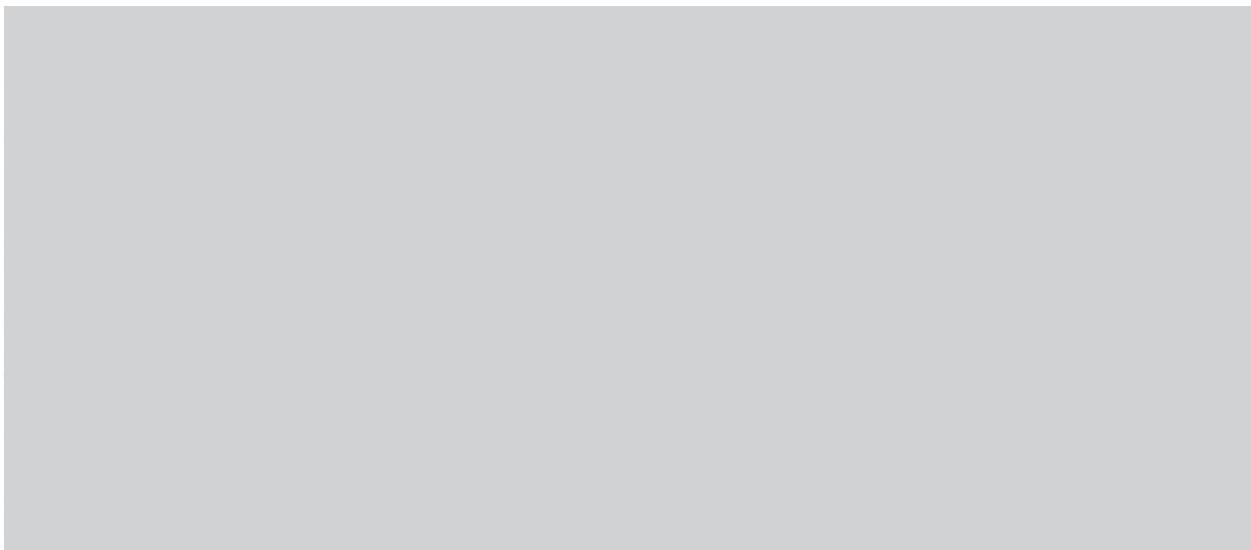


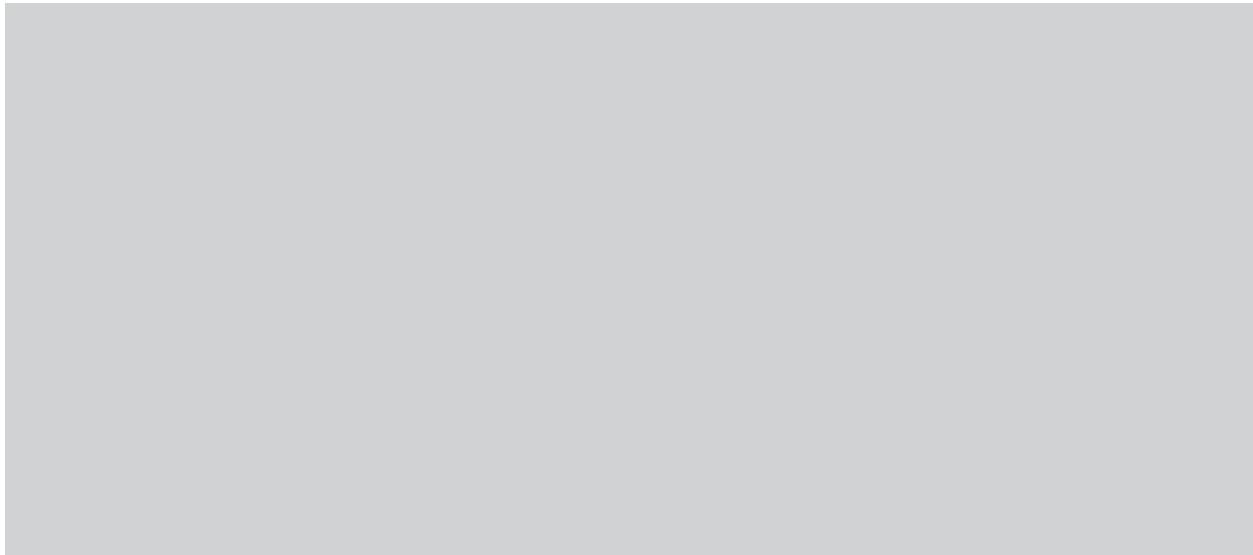


(第 22 段)



(第 23 段)

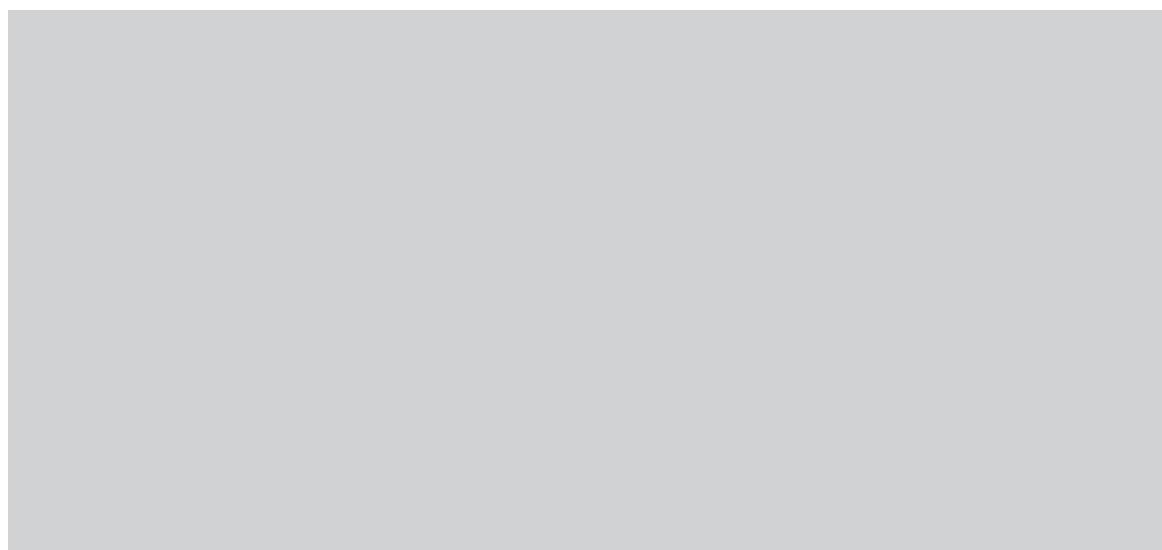
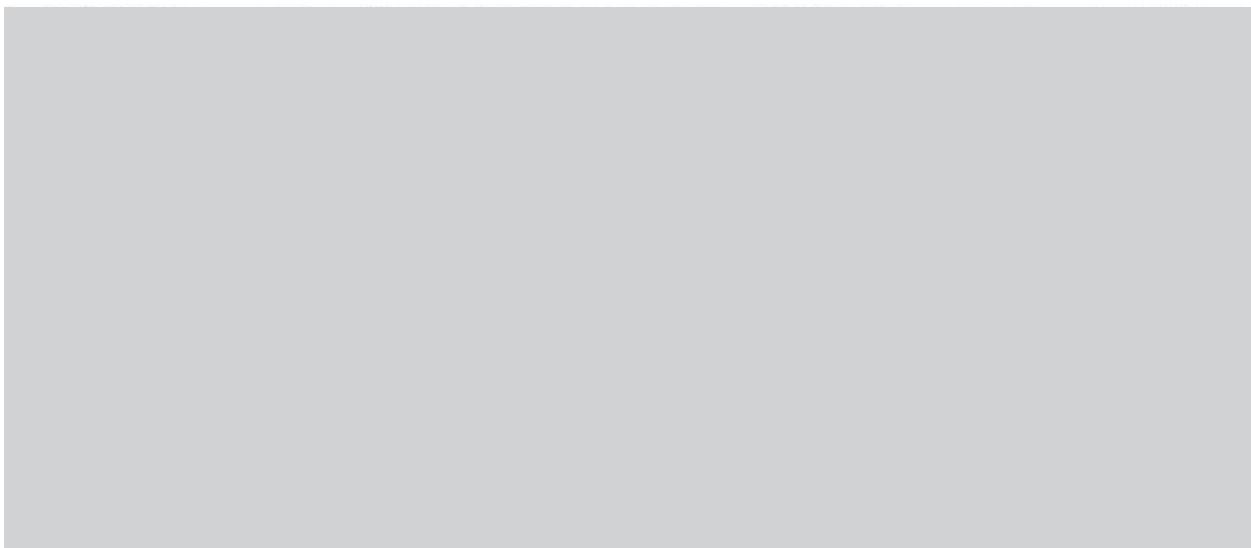




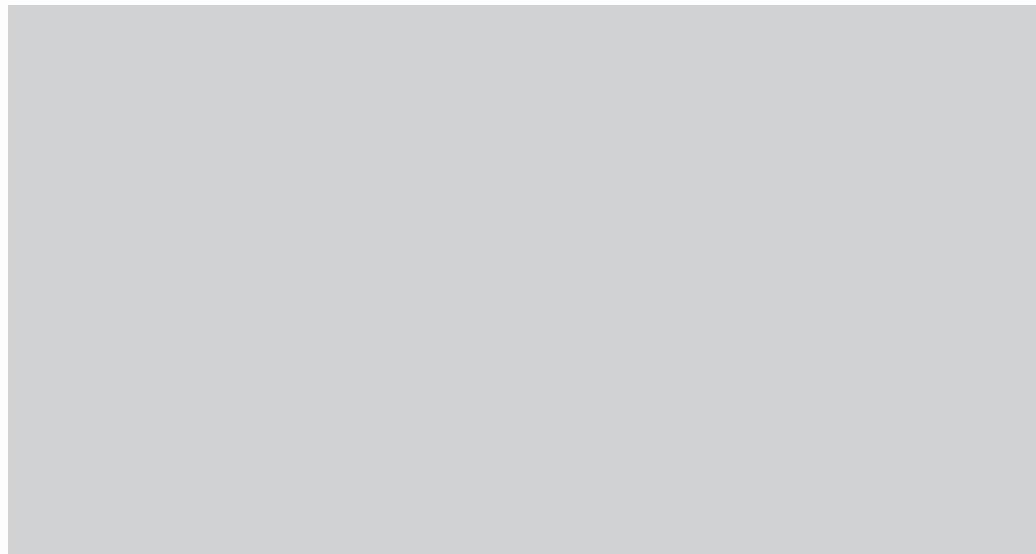
(第 23 段)



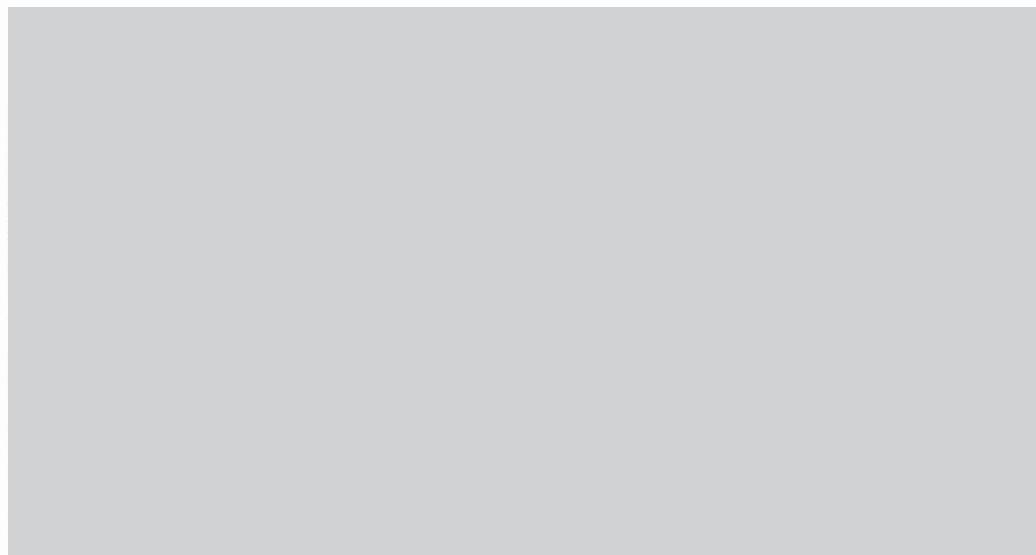
(第 25 段)



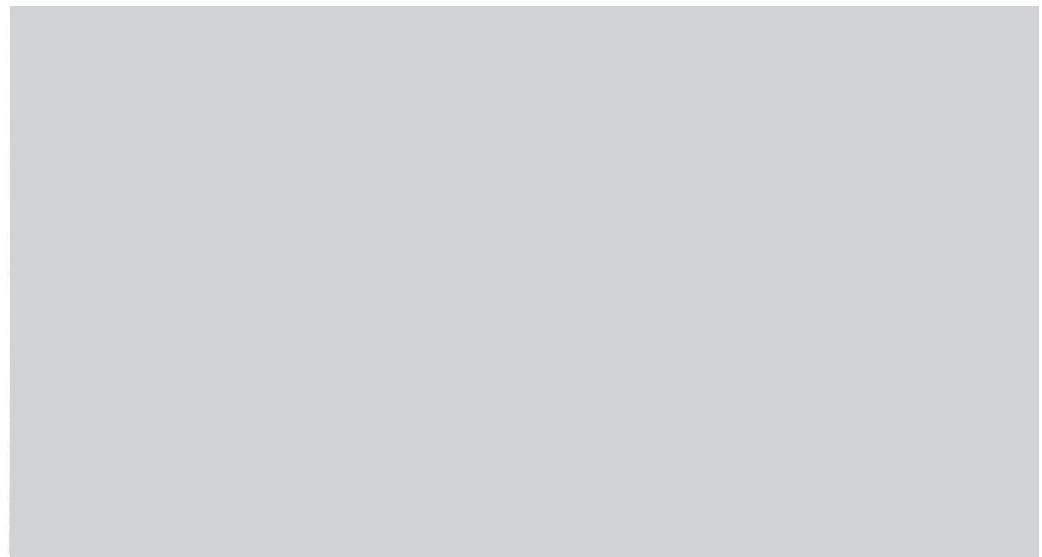
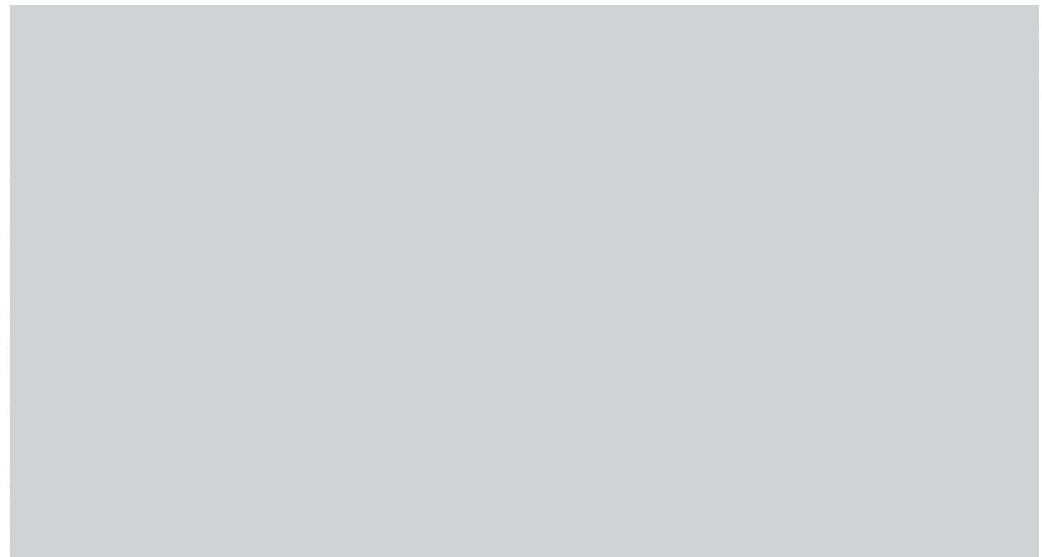
(第 27 段)



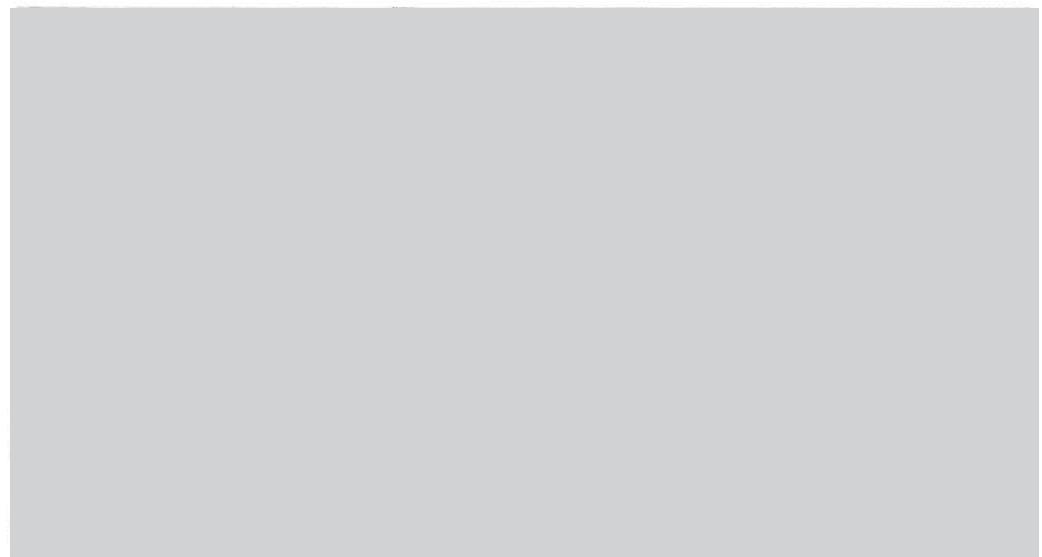
(第 31 段) 京都個人藏

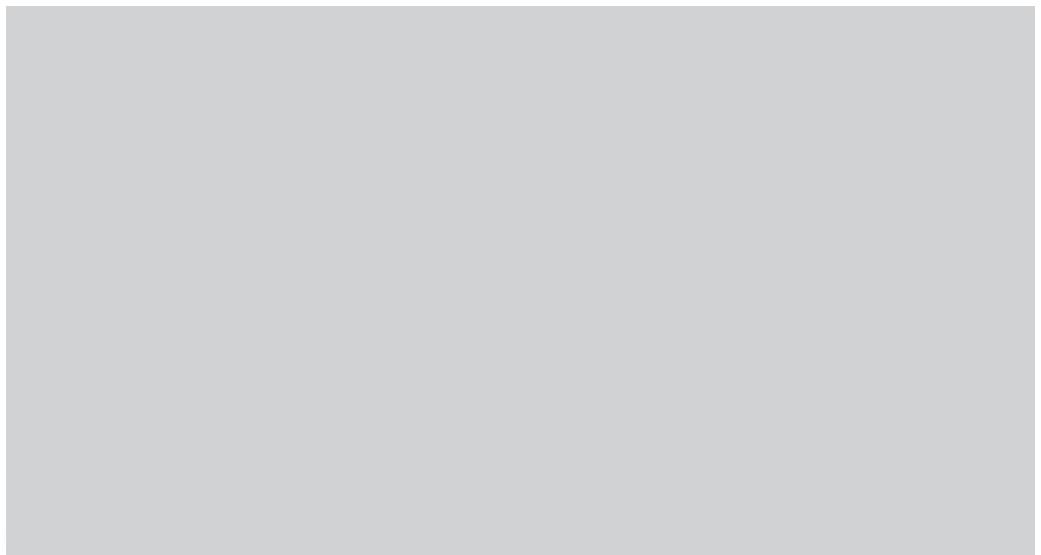
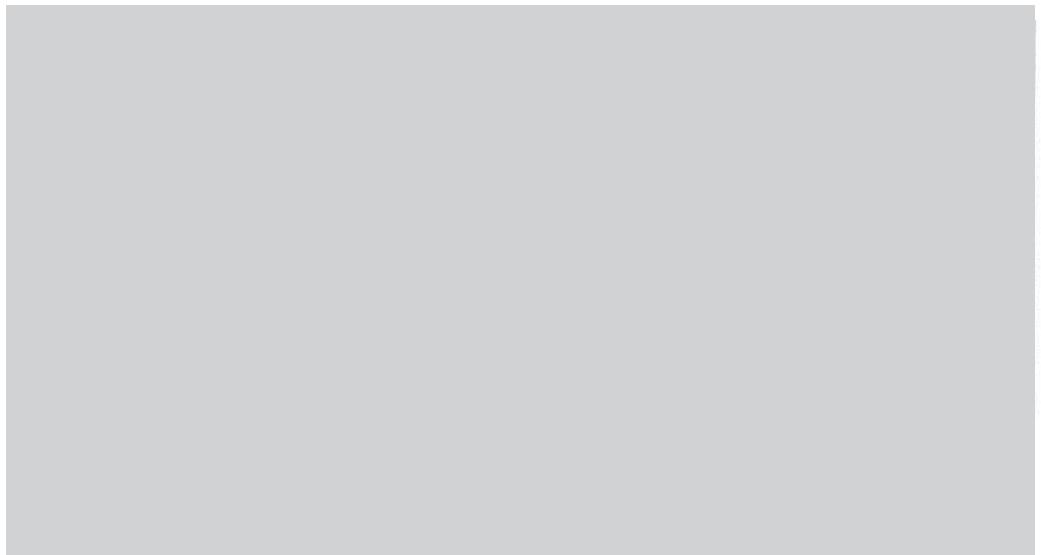


(第 31 段) 京都個人藏



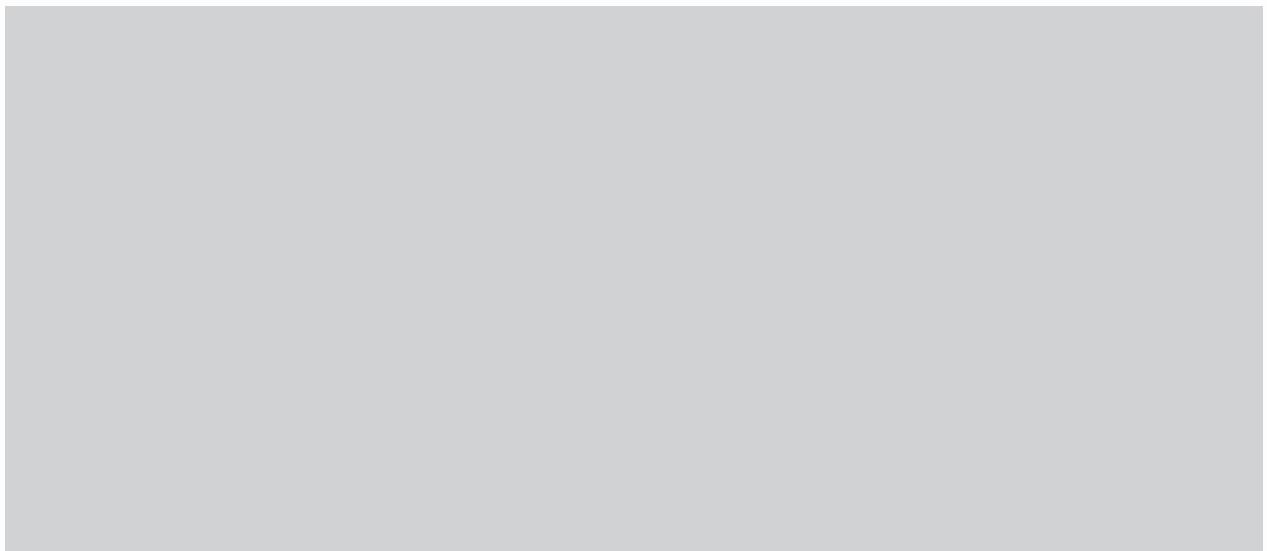
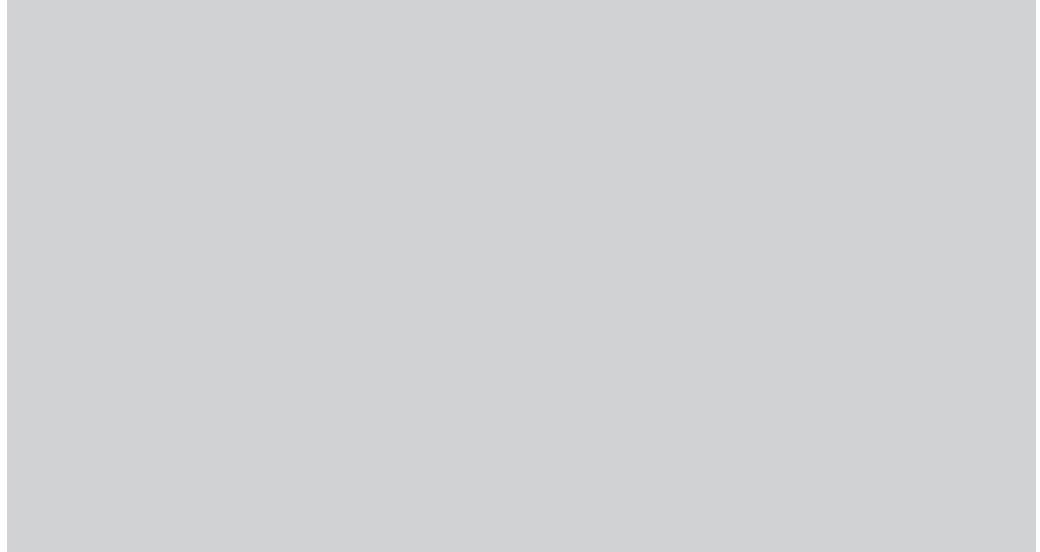
(第 32 段) 京都個人藏



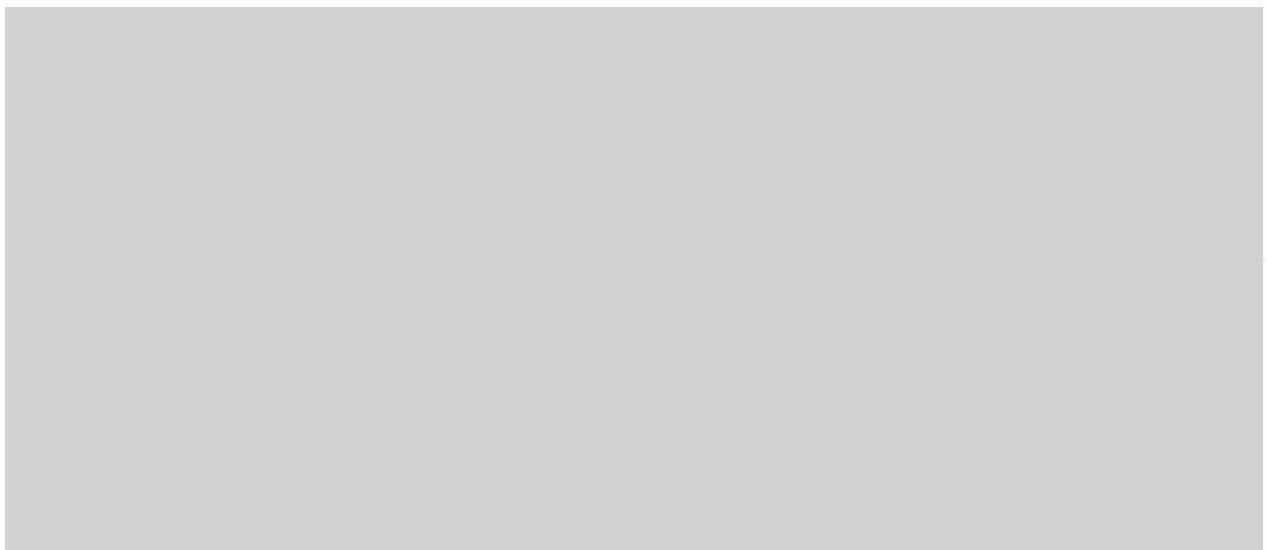


(第 32 段) 京都個人藏





(第 33 段)



(第 33 段)